

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

令和四年十一月一日

○第二百十回 衆議院會議録 第五号

令和四年十一月一日(火曜日)

議事日程 第四号

令和四年十一月一日

午後一時開議

第一 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

第三 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

第四 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
裁判官訴追委員辞職の件
裁判官訴追委員の選挙
食品安全委員会委員任命につき同意を求めるの件
カジノ管理委員会委員任命につき同意を求めるの件
証券取引等監視委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件
電気通信紛争処理委員会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公安審査委員会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

運輸安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

件

日程第一 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第三 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

日程第四 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

民法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(細田博之君) これより会議を開きます。

裁判官訴追委員辞職の件

○議長(細田博之君) お諮りいたします。

裁判官訴追委員後藤茂之君から、訴追委員を辞職したいとの申出があります。右申出を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

よって、許可することに決まりました。

裁判官訴追委員の選挙

○議長(細田博之君) つきましては、裁判官訴追委員の選挙を行います。

○佐々木紀君 裁判官訴追委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(細田博之君) 佐々木紀君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決まりました。

議長は、裁判官訴追委員に渡辺博道君を指名いたします。

――

食品安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

カジノ管理委員会委員任命につき同意を求めるの件

証券取引等監視委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

電気通信紛争処理委員会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公安審査委員会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

運輸安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件等十一件

証券取引等監視委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

電気通信紛争処理委員会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公安審査委員会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

運輸安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(細田博之君) お諮りいたします。

内閣から、

食品安全委員会委員

カジノ管理委員会委員

証券取引等監視委員会委員長及び同委員

電気通信紛争処理委員会委員

電波監理審議会委員

日本放送協会経営委員会委員

中央更生保護審査会委員

公安審査委員会委員

運輸審議会委員

運輸安全委員会委員

及び、

公害健康被害補償不服審査会委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院

令和四年十一月一日 衆議院會議録第五号

裁判官訴追委員辞職の件

裁判官訴追委員の選挙

食品安全委員会委員任命につき同意を求めるの件等十一件

の同意を得たいとの申出があります。

内閣からの申出中、
まず、

食品安全委員会委員に山本茂貴君を、

日本放送協会経営委員会委員に磯山誠二君を、

公安審査委員会委員に遠藤みどり君を

任命することについて、申出のとおり同意を与える
るに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、いずれ
も同意を与えることに決まりました。

次に、

カジノ管理委員会委員に石川恵子君及び北村博
文君を、

日本放送協会経営委員会委員に水野節子君を
任命することについて、申出のとおり同意を与える
るに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、いずれ
も同意を与えることに決まりました。

次に、

証券取引等監視委員会委員長に中原亮一君を、
同委員に高田さゆり君及び橋本尚君を、

電気通信紛争処理委員会委員に田村幸一君、前
原賀代君、中條祐介君、小塚莊一郎君及び三尾美
枝子君を、

中央更生保護審査会委員に伊藤富士江君を、
運輸審議会委員に堀川義弘君及び大石美奈子君
を、

運輸安全委員会委員に丸井祐一君、石田弘明
君、奥村文直君、鈴木美緒君及び新妻実保子君
を、

を、

公害健康被害補償不服審査会委員に星景子君を
任命することについて、申出のとおり同意を与え
るに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。
よって、いずれも同意を与えることに決まりまし
た。

次に、

電波監理審議会委員に大久保哲夫君を、

公安審査委員会委員に外井浩志君を
任命することについて、申出のとおり同意を与え
るに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、いずれ
も同意を与えることに決まりました。

次に、

日本放送協会経営委員会委員に相原香織君を
任命することについて、申出のとおり同意を与え
るに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、同意を
与えることに決まりました。

日程第一

防衛省の職員の給与等に関する法
律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第一、防衛省の職員の
給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議
題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長鬼木
誠君。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改
正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔鬼木誠君登壇〕

○鬼木誠君 ただいま議題となりました法律案に
つきまして、安全保障委員会における審査の経過
及び結果を御報告申し上げます。

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛
省職員の俸給月額等を改定するものであります。

本案は、去る十月二十六日本委員会に付託さ
れ、翌二十七日浜田防衛大臣から趣旨の説明を聴
取いたしました。二十八日、質疑を行い、採決の
結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべき
ものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申
し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は
委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二

日本国とアメリカ合衆国との間の
貿易協定を改正する議定書の締結について
承認を求めるの件

○議長(細田博之君) 日程第二、日本国とアメリ
カ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締
結について承認を求めるの件を議題といたしま
す。

委員長の報告を求めます。外務委員長黄川田仁
志君。

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改
正する議定書の締結について承認を求めるの
件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○黄川田仁志君 ただいま議題となりました日米
貿易協定改正議定書につきまして、外務委員会に
おける審査の経過及び結果を御報告申し上げま
す。

本議定書は、本年六月二日にワシントンにおい
て署名されたもので、現行協定の附属書Iに定め
る米国産牛肉についての農産品セーフガード措置
を適用する条件の修正等を行うものであります。

本件は、去る十月二十六日外務委員会に付託さ
れ、同日林外務大臣から趣旨の説明を聴取いたし
ました。次いで、二十八日に質疑を行い、討論の
後、採決を行いました結果、本件は多数をもって
承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本件は

委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第三 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

(内閣提出)

日程第四 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(細田博之君)

議長(細田博之君) 日程第三、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案、日程第四、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長平口洋君。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案及び同報告書

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(平口洋君登壇)

○平口洋君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、全国多数の地方公共団体の議員又は長の任期が令和五年三月から五月中に満了することとなる実情に鑑

み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するものであります。

次に、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案は、令和四年五月二十五日の最高裁判所大法廷における違憲判決を受け、在外国民審査制度を創設し、技術的に対応が可能で、審査人の意思表示が容易な分離記号式による投票を可能とする等の措置を講じるものであります。

両案は、去る十月二十五日に本委員会に付託され、翌二十六日に寺田総務大臣から趣旨の説明を聴取し、昨三十一日に質疑を行い、順次採決を行った結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

民法等の一部を改正する法律案(内閣提出の趣旨説明)

趣旨説明

○議長(細田博之君) この際、内閣提出、民法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣葉梨康弘君。

(「国務大臣葉梨康弘君登壇」)

○国務大臣(葉梨康弘君) 民法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、無戸籍者の問題を解消し、児童虐待を防止するなどの観点から、民法等の一部を改正しようとするものであります。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、民法の一部を改正して、嫡出推定規定を見直し、母の婚姻の解消等の日から三百日以内であっても、母の再婚後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定することとし、これに伴い不要となる女性の再婚禁止期間に関する規定を削除するとともに、嫡出否認をすることができる者の範囲及び嫡出否認の訴えの出訴期間を見直し、また、事実上反する認知についてその効力を争うことができる期間を設けるなどの措置を講じ、さらに、親権者の懲戒権に関する規定を削除し、子の監護及び教育において子の人格を尊重することや体罰をしてはならないこと等の規定を新設することとしております。

第二に、国籍法の一部を改正して、事実上反する認知の効力を争えなくなった場合でも、事実上反する認知によつては日本国籍を取得することができないことを明らかにする規定を設けることとしております。

第三に、人事訴訟法及び家事事件手続法の一部を改正して、嫡出否認の判決又は審判が確定した場合に、その内容をこの判決等により嫡出推定を受けることになる母の前夫に通知すること等の規定を設けることとしております。

第四に、生殖補助医療の提供等及びこれにより

出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律の一部を改正して、嫡出否認をすることができる者の範囲の見直しに係る民法の一部改正に伴い、第三者の精子を用いた生殖補助医療により出生した子について、妻及び子の嫡出否認権を制限する規定を設けることとしております。

第五に、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正して、親権者や児童相談所長等が児童に対して行う監護及び教育等に関する必要な措置について、子の監護及び教育等に係る民法の一部改正と同様の見直しを行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

民法等の一部を改正する法律案(内閣提出の趣旨説明に対する質疑)

○議長(細田博之君) たいいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。米山隆一君。

(「米山隆一君登壇」)

○米山隆一君 たいいま葉梨法務大臣より趣旨説明がありました民法等の一部を改正する法律案について、立憲民主党・無所属会派を代表して質問いたします。(拍手)

まず、葉梨法務大臣におかれましては、先般の法務委員会において、御自身の後援会幹部が葉梨後援会ゴルフ大会、主催葉梨康弘後援会なるピラを作つて後援会会員に参加者を募つて開かれたゴルフ大会において、会費二千元からは到底考えられない高額賞品が提供されていたことが公職選挙

法第九十九条の五に、この会の収支が後援会の政治資金収支報告書に記載されていなかったことが政治資金規正法第二十五条に反するのではないかと私の質問に対して、後援会員がアドホックに集まって執り行った会であるから問題ない、自民党の顧問弁護士も確認しているとお答えになりました。

これは法務大臣として非常に大きな御発言であり、本場にそうであるなら、葉梨法務大臣が所信演説でおっしゃられた法治主義に鑑み、この議場にいる全議員、日本中の全地方議員が、同様の手法を用いることによって、公職選挙法第九十九条の五、政治資金規正法第二十五条の規律を免れることになります。

私は、これは、法務大臣自らが公職選挙法第九十九条の五及び政治資金規正法第二十五条を潜脱する、脱法する手段を示したものであり、極めて問題が多く、葉梨大臣の法務大臣としての資質に極めて強い疑問を呈せざるを得ません。

今後、一層の事案の究明が必要であることをまず申し上げさせていただきます。

さて、今般の改正は、近代戸籍制度が導入された一八七二年以降、戦後の改正でもそのまま維持されてきた民法第七百三十三条の、女性のみに課せられた再婚禁止規定を削除するとともに、民法第七百七十二条を始めとする嫡出推定規定について改め、民法第八百二十二条の懲戒権を削除するものであり、改正に長い期間を要した事情はさておくとして、まずは、大筋において、民法典における家族法の根幹部分を時代に合わせたものと評価いたします。

婚姻、出産、育児は、それをするしないのい

れであつても、個人の人生において非常に大きな事柄です。私の人生も結婚を契機に大きく変わりました。そして、これらの事柄は、その個人の人生を集めた社会の在り方をも規律する極めて重要な問題であるとともに、現代においては、個人の生活の在り方、社会生活のありようのみならず、科学の進歩もまたこの問題に大きな影響を与えています。

特に、DNA鑑定技術の進歩の影響は大きく、今までは、父の確定は、もちろん、様々な状況からほぼ確定する場合がほとんどであつたといえ、最終的には神のみぞ知るものでした。そのとき法律は実社会において父を確定する最終的なやりどころであり、どのようなものであれ、父を確定することそのものに意義があつたと言えます。

ところが、DNA鑑定によって、個人の生活も社会状況も法律も全て捨象して、純粋に科学的にほぼ一〇〇%の確率で父を確定できるようになりました。それは、もはや法律は、父を確定するというただそれだけの役割ではその意義を保てず、婚姻、出産、育児というものをこの社会がどう捉えているのかを示す合理的規範としてその意義を持たなければならなくなつたということだと思えます。

さて、その観点から御質問いたします。

今般廃止される民法第七百三十三条の、女性のみに百日間の再婚禁止を課す規定は、二〇一五年十二月十六日の最高裁判所の判決によって、従前の六か月間の再婚禁止期間を定めた民法第七百三十三条の規定が憲法第十四条の法の下に平等に反して違憲とされたことを受けて、二〇一六年六月一日に改正されて、百日間になつていたもので

す。

二〇一六年の改正における議論でも、百日間の再婚禁止規定を維持する必要はなく、直ちに撤廃すべきだという意見は多数あつたと理解しておりますが、当時の答弁を見ると、政府は、違憲の法律を直ちに改正すべきだからというだけの理由で百日間の再婚禁止期間を残しました。

政府の公式見解に従うなら、まずは急いで違憲部分を是正し、その後、時間をかけて削除の議論をしたということになるのでしょうか、昨今報道されているところによると、大串正樹デジタル兼内閣府副大臣、山田賢司外務副大臣を含む与党自由民主党の複数の議員が、伝統的な家庭教育の推進、LGBTQや同性婚に関する制度化に慎重であるべきだといった政策の推進を求める内容の推薦確認書を旧統一教会若しくはその関連団体と交わしていたとのことであり、にわかに信じることはできません。

そこで、葉梨大臣にお伺いいたします。

先般自民党が行つた点検の結果を総理と共有し、女性のみに、従前六か月、二〇一六年の改正以降は百日間の再婚禁止期間を定めるこの差別的な民法第七百三十三条の条項が今般の改正まで修正されずに残っていたことについて、旧統一教会若しくはその関連団体との影響がなかったのか、調査する意思があるのかないのか、お答えください。

さて、この再婚禁止規定の削除によって、離婚後、前夫の嫡出推定期間である三百日以内に女性再婚し出産した場合でも、再婚した夫の子と推定されると定める民法第七百七十二条第三項が加えられました。この規定が設けられたのは、従

前、前夫の嫡出推定期間である三百日以内に出生した女性が、子供が前夫の子供と推定されて戸籍に登録されることを回避するために出生届を出さないことによって無戸籍児となつて、様々な公共サービスを受けられなくなつてしまつてことが社会問題化したことが大きな理由の一つであると理解しております。

確かに、この民法第七百七十二条第三項の規定によって、離婚後三百日以内に再婚して出産した場合には再婚後の現在の夫に嫡出推定が働きますので、一定程度、無戸籍児の解消には資するものと思えます。一方で、離婚後三百日以内に再婚せず出産した女性にとっては問題は何も変わつておらず、一定数の無戸籍児は残るものと思えます。

そこで、葉梨法務大臣に伺います。

法務省の把握しているところで、現在、日本には年間何人程度の無戸籍児が生じているのか、そして、この改正によってそのうちのどの程度の数が減少すると見込まれているのか、その根拠とお伺いください。

あわせて、なぜこの離婚後三百日を前夫の嫡出推定期間とする規定を残しているのか、その根拠も伺います。

さて、先ほど申しましたとおり、今般の改正後も、様々な理由によって、無戸籍児、そして無戸籍者は一定数発生し続けます。現在の日本の制度において、戸籍がないということは、様々な行政サービスの対象からこぼれ落ちるということであり、本来当然有しているはずの日本国民としての権利を行使できないということです。国民主権国家たる日本が、そのような状態の人を放置してはいけません。

法務省においては、発生してしまった無戸籍状態を解消するために、無戸籍の方の戸籍をつくるための手引書のようなパンフレットを作って周知に努めているものと承知しておりますが、一方で、無戸籍者には家庭環境、経済環境に困難を抱えた人も少なくなく、手引書に書かれた手続を行うことが自体が困難であるという事情もあります。行政において、積極的に、無戸籍者に対して無戸籍状態を解消する手続を支援する必要があるものと思います。

そこで、葉梨法務大臣に伺います。

法務省において、無戸籍者の無戸籍状態を解消するために、前述のパンフレットの作成、周知のほか、どのような施策を講じており、また、今後どのような施策を講じる予定があるのか、お答えください。

そして、そのようにして無戸籍を解消するとしても、手続には時間がかかり、一定期間無戸籍状態が続くことは避けられません。

ところで、この問題は、実のところ、住民票への記載や義務教育を受けることなどは無戸籍であっても一定の手続を経て可能であるにもかかわらず、戸籍がなければ公共サービスを受けられないと、無戸籍者のみならず、自治体、行政機関の職員が誤解していることにも一因があると承知しております。

一方で、無戸籍者には前述のとおり家庭環境、経済環境に困難を抱えた人も少なくなく、この行政サービスを受けるための一定の手続を行うこともまた困難であり、行政において、積極的に、無戸籍者に対して、戸籍を獲得するまでの期間、行政サービスを受ける支援をする必要があるもの

と思います。

そこで、葉梨法務大臣に伺います。

法務省において、無戸籍者が戸籍を取得するまでの間、行政サービスを受けることができるようにするためにどのような施策を講じており、また、今後どのような施策を講じる予定があるのか、お答えください。

さて、無戸籍問題を考えてまいりますと、その手続的困難の根幹は、日本国民として新しく出生した者を、原則として、父及び母を確定した上で、実のところ実体のない、どちらかの戸に編さんするところにあるものと言わざるを得ません。この戸という概念に何か非常に特殊な価値を見出す意見も根深くあることは承知しておりますので、その議論には深入りしませんが、私は、この実体のない戸という概念にとらわれた日本の戸籍制度もまた、現代の個人の在り方、社会の在り方、そして科学の進歩を受けて変化すべきものであると思います。

そして、その最も端的な例が、我が立憲民主党ほか多数の政党が推進している選択的夫婦別姓制度であり、私は、是非ともこの選択的夫婦別姓制度を実現すべきものと思います。

そこで、葉梨法務大臣に伺います。

選択的夫婦別姓制度に対する御所見と今後の取組についてお答えください。

最後に、一般の改正案においては、民法第八百二十二条に定める懲戒の規定が削除され、親権を行う者は、その監護及び教育を行うに当たっては、子の人格を尊重し、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない旨が定められました。この改正は極めて当然であるもの

と思います。

ここで、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動には様々なものがありますが、昨今、旧統一教会問題で注目を集めている宗教二世の問題は、その極めて顕著な一例であると思われます。旧統一教会問題の被害者救済については、現在、与野党の協議が行われていることと承知しておりますが、宗教二世の救済については、まだ議論の端緒にも至っていないものと理解しております。

まずは、一般の民法第八百二十一条、八百二十二条の改正を契機に、児童虐待の防止等に関する法律、通称児童虐待防止法第二条の児童虐待の定義に宗教的虐待を加え、宗教的虐待を児童福祉行政の対象と明示し、併せて救済のための関係法令を整備することを検討すべきと考えますが、加藤厚労大臣の御所見を伺います。

最後に、我が立憲民主党は、男女を不平等に扱う固定観念や不合理なこだわりを離れ、現代の科学を踏まえ、今を生きる一人一人の生活と社会の在り方に適合し、何よりも、個人が個人として尊重され、幸福を追求できる家族法制度の立法と、政治、行政の実現に向けて全力で取り組んでまいりますことをお誓いして、私の質問とさせていただきます。

御清聴、大変ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣葉梨康弘君登壇〕

○国務大臣(葉梨康弘君) 米山隆一議員にお答え申し上げます。

まず、女性の再婚禁止期間を定めた民法の規定がこれまで維持されていた理由等についてお尋ねがありました。

女性の再婚禁止期間の定めは、前夫の嫡出推定と再婚後の夫の嫡出推定との重複を回避することを目的として設けられていたものです。

本改正法案では、離婚等により婚姻を解消した日から三百日以内に生まれた子について、母が子の出生のときまでに再婚していた場合には子は再婚後の夫の子と推定することとしたため、推定の重複により父が定まらない事態は生じなくなることから、再婚禁止期間を廃止することとしたものです。

女性の再婚禁止期間を定めた民法の規定がこれまで維持されてきたことについて、特定の団体による影響があったのではないかと御指摘は全く当たりません。調査をする予定もありません。次に、現在の無戸籍者の数やその減少の見込み等についてお尋ねがありました。

法務省が一年間に新たに無戸籍者として把握した人数は、年によって多少の変動はあるものの、約六百人程度であります。

本改正案では、離婚等により婚姻を解消した日から三百日以内に生まれた子について、母が子の出生のときまでに再婚している場合には、子は再婚後の夫の子と推定することとしています。法務省が令和二年に実施した調査の結果によれば、離婚後三百日以内に出生した無戸籍者のうち、母の再婚後に出生した者は約三三・五％であり、これらの者は本改正法案により再婚後の夫の子と推定されることとなることから、これらの者が前夫の嫡出推定を避けるために無戸籍となっていたとすれば、その解消が見込まれます。

また、本改正案では、再婚禁止期間を廃止することから、再婚がしやすくなって再婚後の夫の子

と推定される場合が増加すると見込まれ、また、前夫のみならず、子及び母にも否認権を認めることとしており、否認権が適切に行使されることによつて、母が再婚しておらず前夫の子と推定されるものについても、無戸籍の解消が図られます。これらによれば、無戸籍者の将来の減少数を具体的に予測することは困難ですが、無戸籍者の増加が抑制され、無戸籍の解消が進むことにより、無戸籍者問題の解消が大幅に図られると考えています。	たいと考えております。 次に、無戸籍者が戸籍を取得するまでの間、行政サービスを受けられるようにするための施策についてお尋ねがありました。 議員御指摘のとおり、戸籍に記載される前であつても、一定の要件の下で行政上のサービス等を受けることができます。 法務省においては、配布用の冊子や法務省ホームページにおいてこのことの周知を行うとともに、相談窓口においても同様の内容を無戸籍者に適切に案内しているところです。	者の意図にかかわらず、児童虐待に該当し得るものであり、現行の児童虐待防止法で対応可能と考えております。 この点に関し、保護者の信仰に関連することのみをもつて消極的な対応を取らないことと併せ、自治体に周知をしたところであります。 さらに、宗教二世の方々からの相談に対して児童相談所等の虐待対応の現場において適切に対応できるよう、例えば、具体的な方策、対応の留意点を整理したQ&Aを年内を目途に作成し発出することを目指し、当事者の方々の御意見も踏まえながら検討するよう、事務方に指示を行つているところでもあります。 宗教二世の方々に対し現場で円滑な対応が図られるよう、しっかりと取り組んでまいります。 (拍手)	なつてゐる嫡出推定制度や懲戒権についても、基本的に明治以来の規定が引き継がれていると理解しております。時代に合わなくなつてきた法律は、多くの国民の利便性を損ない、日々の生活に影響を及ぼします。 本日は、様々な観点から質問をさせていただきま 本法案の柱の第一は、親権者による子供への懲戒権を規定した民法第八百二十二条を削除するといふものです。 懲戒権は、明治時代に規定されたもので、父親の強い権限で家庭をまとめるという、当時は一般的であつた家父長制の考えを反映したものでした。 しかし、現代においては、時代遅れの感否めません。既に十数年前から、児童虐待の口実にされる、懲らしめる、戒めるという強力な威圧を感じさせるなど、子供に関わる現場からは、廃止を含めた見直しを求める声が多く上がつていました。今回の法改正はこうした声に応えたものと言えますが、児童虐待の問題が深刻化している現況に鑑みると、遅過ぎる改正という印象を持たざるを得ません。 そこで伺いますが、法案提出までになぜこんなにも長い時間を要したのか、この間の議論の概要を含め、法務大臣の見解をお聞かせください。 今回の民法からの懲戒権削除に伴い、児童福祉法及び児童虐待防止法からも懲戒権の文言がなくなりま しかし、子供に關しての法律から懲戒を容認する規定が全て消えたわけではありません。学校教育法第十一条において、教師から児童生徒に対す
嫡出推定制度の意義は、婚姻関係を基礎として父子関係を推定すること、子について逐一父との遺伝的つながりの有無を確認することなく、子の出生の時点で父子関係を定め、子の地位の安定を図ることにあります。 そこで、本改正案では、婚姻の解消等の日から三百日以内に生まれた子について、前夫の子と推定するとの規律を維持することとしています。 次に、無戸籍者問題を解消するための施策についてお尋ねがありました。 無戸籍の解消のため、法務省においては、平成二十七年五月から無戸籍者ゼロタスクフォースを設置するとともに、戸籍の記載に必要な届出や裁判上の手続が取れるよう、一人一人に寄り添つた取組を実施しているところです。 今後とも、これらの取組を継続するとともに、無戸籍者解消に至るまでの期間が短くなるよう、法務省ホームページや無戸籍者解消の流れに関する動画等のウェブコンテンツを充実させ、裁判手続等の情報を分かりやすく提供するとともに、関係機関と連携を取りながら、引き続き、無戸籍者問題の解消に向けて、各種施策を推進してまいり	最後、いわゆる夫婦別姓制度についてお尋ねがありました。 夫婦の氏の在り方については、現在でも国民の間に様々な意見があり、今後とも、国民各層の意見や国会における議論を踏まえて、その対応を検討していく必要があるものと考えています。 そのため、国民の間はもちろ そのため、国民の間はもちろ である国会議員の間でもしっかりと議論していただき、コンセンサスを得ていただくため、法務省としては、引き続き、積極的に情報提供を行つてまいる所存です。(拍手)	○議長(細田博之君) 沢田良君。 (沢田良君登壇) ○沢田良君 日本維新の会、沢田良です。 ただいま議題となりました民法等の一部を改正する法律案について、日本維新の会を代表して質問をいたします。(拍手) 民法とは、民のための法律の略称から分かるとおり、日々の暮らしに關わつてゐる法律です。明治二十九年に民法が制定され、今日に至るまで様々な改定が行われてきました。 しかし、明治民法の改定は、戦後の状況下、時間的な余裕がなかつた等の理由により、新たな規定を形成するという作業が遅れていた、希薄であつたという事実があります。 本日議題になつてゐる法律案の中で大きな柱と	今回の民法からの懲戒権削除に伴い、児童福祉法及び児童虐待防止法からも懲戒権の文言がなくなりま しかし、子供に關しての法律から懲戒を容認する規定が全て消えたわけではありません。学校教育法第十一条において、教師から児童生徒に対す
○国務大臣(加藤勝信君) 米山隆一議員より、児童虐待防止法の児童虐待の定義に關しお尋ねがございました。 現行の児童虐待防止法第二条各号に該當する行為を保護者が行つた場合には、宗教の信仰等保護	○国務大臣(加藤勝信君) 米山隆一議員より、児童虐待防止法の児童虐待の定義に關しお尋ねがございました。 現行の児童虐待防止法第二条各号に該當する行為を保護者が行つた場合には、宗教の信仰等保護	○国務大臣(加藤勝信君) 米山隆一議員より、児童虐待防止法の児童虐待の定義に關しお尋ねがございました。 現行の児童虐待防止法第二条各号に該當する行為を保護者が行つた場合には、宗教の信仰等保護	○国務大臣(加藤勝信君) 米山隆一議員より、児童虐待防止法の児童虐待の定義に關しお尋ねがございました。 現行の児童虐待防止法第二条各号に該當する行為を保護者が行つた場合には、宗教の信仰等保護

る懲戒権の規定は、何ら改正されることもなく、そのまま残されています。これまで、政府は、家庭と学校とは場面が違うとの立場から、学校教育法は民法改正の影響を受けないとして、第十一条から懲戒権を削除しようとはしていません。

しかし、家庭においては懲戒権を否定している一方で学校においては教師の懲戒権を認めていることは、親の立場からすれば、我が子を叱ることができないのに、他人である先生は叱ることができるのはおかしいとの意見も出かねません。

一方で、現代の教育現場での教職員と児童生徒、保護者との関係も大きく変化をしています。以前なら指導として捉えられていたことが体罰ではないかと問題になるケースもあり、例えば、逆上がりを教える際も、児童の体には触れず、声だけで指導するといった場面があると聞いております。

現場の教職員の声を反映して法律を改正する、このことこそ、我々国会議員、省庁の役割ではないでしょうか。私ごとで恐縮ですが、私には二人の子供がいます。教育現場の混乱は、少子高齢化の現代において、最も避けなければならない事案ではないでしょうか。

法務大臣にお聞きします。

虐待の口実にされるとの理由から民法から懲戒権を削除したのに、学校教育法には懲戒権が残ることに合理性があるとお考えでしょうか。見解をお示しください。

また、文科大臣にお聞きします。

今回の民法改正を受けて学校教育法第十一条を見直す必要性について、どのようにお考えですか。お答えください。

確かに、学校教育において、例えば中学生が喫煙するといった非行を正すための叱責のように、全ての懲戒行為を否定してしまったら、教育指導が成り立たないという事態が生じてしまう懸念もあります。

しかし、民法において否定した懲戒権という概念を学校教育法には従来のまま存続するのは、学校における懲戒の意義が誤解されるおそれも生じてきます。そうならば、教育現場をかねて混乱させることにもなりかねません。少なくとも、学校において認められる懲戒とは何かについて、再検討をすべきです。

現在、文科省のホームページに掲載されている、学校教育法第十一条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例は平成二十五年三月に発せられたものですが、そこでは、懲戒の例として、授業中、教室内に起立させる、学校当番を多く割り当てる、練習に遅刻した生徒を試合に出さず見学させるなどが例示されています。

これらが現在の視点から見て適切と言えるのか。見直すべきです。中でも、生徒が大切に考えていた試合に、懲戒を理由に教師が出場させないとなれば、生徒の心に深い傷を与えることになるのではありませんか。この参考事例を改定すべきと考えますが、文科大臣の答弁を求めます。

民法から懲戒権を削除したからといって、児童虐待の問題が解決するわけではありません。大事なのは、虐待を防ぐ啓発とともに、起こってしまった虐待を早期に見出し、子供の命を守る具体策です。今回の民法改正の意義を子育て中の保護者を始めとした広い国民に普及し、虐待防止の機運を今以上に高めていく方策について、法務大臣

の所見をお聞かせください。

また、早期発見の端緒として学校現場は特に重要な場であると考えます。

しかし、教師の目だけで虐待の痕跡を発見することは困難な場合が多く、学校内に福祉の専門家を配置し、プロの目による見守りが是非とも必要です。学校に福祉や子供に関する問題の専門職員としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置することを提案するものです。文科大臣の答弁を求めます。

本法案の第二の柱である嫡出推定規定の見直しについて伺います。

嫡出推定制度の趣旨ですが、父子関係は、分娩の事実があれば認められる母子関係と異なり、生物学上、その存否を明らかにすることが困難であることに鑑み、法律上、父子関係の確定をし、父子という身分関係の法的安定及び家庭の平和を保持することと認識をしております。

その観点から考えると、嫡出推定制度ではなく、DNA型鑑定等、遺伝子診断を用いて生物学上の父の確定を行うということが極めて理にかなっているのではないのでしょうか。

例えば、イギリスでは、コモンロー上の原則として、出産した女性が法的な母となり、父子関係については、子の遺伝上の父が法的な父となるとされています。日本では、日本医学会による、医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドラインの中で、遺伝子情報の特性として七つの項目があります。生涯変化しないこと、血縁者間で一部共有されていること、血縁関係にある親族の遺伝型や表現型が比較的確率で予測できること等が記されております。

科学技術の発展の成果であるDNA鑑定、遺伝子検査が確立、普及したことにより、生物学的な親子関係の確定は、かつてに比べて格段に容易になつていないのでしょうか。DNA鑑定、遺伝子検査を取り入れない理由をお聞かせください。また、今後議論を進めていくべきと考えますが、法務大臣の御見解をお示しください。

無戸籍者問題について質問をします。

法務省によると、戸籍に記載されない理由として、民法の規定により出生届を出すことによつて前の夫の嫡出推定を受けてしまうことを理由として出生届を出さないというケースが七二%を占めているとのこと。今回の改正によりこの部分が大きく解消されることを期待していますが、そもそも、法務省による無戸籍者の把握方法は適切なのでしょうか。

令和二年にコロナ対策で支給された特別定額給付金を申請するため自治体に連絡をして無戸籍が把握される事例が相次いだといった報道があったと記憶しておりますが、このような給付金の申請で把握するのではなく、日頃から更なる情報収集が必要ではないでしょうか。

市区町村、児童相談所、教育委員会等と連携を強化して把握に努めるべきと考えるが、今後、法務省としてどのように無戸籍者問題に取り組んでいくのか、法務大臣の答弁を求めます。

女性の再婚禁止期間の廃止について質問します。

再婚禁止期間については、諸外国でも規定が様々です。イタリア、タイ、インド等は規定があり、ノルウェー、ドイツ、オランダ等は再婚禁止期間が廃止となっております。

他方、我が国は、平成二十八年三月には、国連女子差別撤廃委員会より、再婚禁止期間を廃止するよう勧告を受けております。

再婚禁止期間を廃止した場合、今後起こり得る問題についてどのように考えているか、法務大臣の所見をお聞かせください。

また、平成二十八年六月の民法改正により女性の再婚禁止期間が六か月から百日に短縮されましたが、この短縮によって効果はあったのでしょうか。このような細切れの法改正が関係省庁の負担を増やしているのではないのでしょうか。

政治の決断、リーダーシップが大事だと考えますが、法務大臣の御見解を伺います。

今回の法律案では、国籍法の一部を改正して、事実上反する認知の効力を争えなくなった場合でも、事実上反する認知によっては日本国籍を取得することができないという規定を設けることも含まれております。これは虚偽認知による国籍の不正取得を防止する方策であると認識をしております。

国籍の不正取得を防止するという我が国にとっても安全保障に関わる方策を、ついでのように議論してよいのでしょうか。国籍制度の改正については更なる議論が必要ではないかと考えますが、法務大臣の御見解を伺います。

ここまで様々な観点から今回の民法改正について質問をしてまいりました。

未来を担う子供たちの利益を第一に考えるという方向性は我々日本維新の会と志を同じくするものであると思いますが、何より大切なのはその実効性です。

冒頭にも述べたとおり、民法には明治時代から

いまだ変わらない規定も多くあります。当時から劇的に暮らしの在り方が変わる中、多様性という言葉が多く求められていることが、変化の少なさにおける切実なメッセージとも感じます。いずれの規定の見直しにおいても重要なのは、国民の真の利益を追求するための幅広く奥深い議論を時代に即したスピード感を持って行うということです。

今まさに違和感や困難を抱える人々の声に応えるため、そして、国民の自由と平等を保障する基本法である民法を真の意味で民のための法律としていくためにも、今後とも、時代に即した不断の改革が必要であることを申し述べ、私の質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣葉梨康弘君登壇)

○国務大臣(葉梨康弘君) 沢田良議員にお答え申し上げます。

まず、懲戒権に関し、民法八百二十二条を削除する本改正法案に至る経緯についてお尋ねがありました。

懲戒権に関する民法八百二十二条については、平成二十三年の民法改正においても、これを削除することを含め、検討がされました。最終的には、同法八百二十条に、子の利益のためにとの文言を加え、その範囲内でのみ懲戒できる旨を明確化することで合意されました。

しかし、その後も児童虐待事件が頻発したため、令和元年の児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童虐待防止法において親権者の体罰が禁止されるとともに、同改正法の附則に、民法の懲戒権について、その規律の在り方を検討する

旨の検討規定が置かれました。

このような経緯の下、令和元年六月、法務大臣から法制審議会に対し、民法(親子法制)の見直しに関する諮問を行い、調査審議が開始され、令和四年二月、民法八百二十二条の削除等を内容とする答申がされました。

その後、法務省において、この答申の内容を踏まえて法律案の立案作業を進め、本改正法案を提出するに至ったものです。

次に、学校教育法等の懲戒権に関する規定を残すことについてお尋ねがありました。

民法八百二十二条は、親権者の懲戒権に関する規定であり、その削除を踏まえて、学校教育法第十一条の校長等の懲戒権に関する規定を見直すかどうかについては、同法を所管する文部科学省において検討されるべき事項であると認識しております。

次に、本改正法案の意義の周知についてお尋ねがありました。

本改正法案において懲戒権に関する民法八百二十二条を削除した趣旨は、児童虐待の防止に向けた明確なメッセージを国民に向けて発し、児童虐待の防止を図ることにあります。

そのため、本改正法案の意義について広く国民に周知、広報することは極めて重要であると考えており、適切かつ十分な周知、広報を行ってまいります。

次に、法律上の父子関係の確定に関し、DNA型鑑定等を取り入れることについてお尋ねがありました。

嫡出推定の意義は、婚姻関係を基礎として父子関係を推定することで、子について逐一父との遺

伝的つながりの有無を確認することなく、子の出生の時点で父子関係を定め、子の地位の安定を図ることにあり、DNA型鑑定等が発展した現在でも、その意義は異なりません。

仮に、嫡出推定制度を廃止し、子全てについてDNA型鑑定等を義務づけることについては、家庭の平穏を害する懸念があり、また、手続的な負担の増加も見込まれ、さらに、父が鑑定に応じないときは子の父が確保されないおそれがあるなど、子の利益の観点からも妥当ではありません。

そこで、本改正法案では、嫡出推定制度を維持した上で、法律上の父子関係の確定にDNA型鑑定等を取り入れることはしていません。

次に、無戸籍者問題の解消に向けた取組についてお尋ねがありました。

無戸籍の問題の解消のためには、まずは、無戸籍の方を的確に把握することが重要です。このため、無戸籍の方は、本人やその母親が市区町村の戸籍や住民票の窓口などに相談に来られた際に把握されることが多いほか、市区町村の福祉担当部署や教育委員会等においても無戸籍の情報を把握したり無戸籍者の情報に接した場合には、市区町村の戸籍担当部署又は法務局に情報提供をするよう、それらの機関に対して協力を依頼してまいりました。

今後とも、これらの取組を継続するとともに、関係機関と更に連携を取りながら、引き続き、無戸籍者解消に向けて各種施策を推進してまいります。

次に、再婚禁止期間の廃止により生ずる問題等についてお尋ねがありました。

女性の再婚禁止期間の定めは、前夫の嫡出推定と再婚後の夫の嫡出推定との重複を回避することを目的として設けられていたものです。

本改正案は、離婚等により婚姻を解消した日から三百日以内に生まれた子であっても、母の再婚後に生まれた場合には再婚後の夫の子と推定することとしたため、推定の重複により父が定まらない事態は生じなくなることから、再婚禁止期間は、その必要性がなくなり、廃止することとしています。

このような廃止の理由に照らせば、女性の再婚禁止期間の廃止について、法律上何らかの問題が生ずるということは想定されません。

平成二十八年の民法改正において、再婚禁止期間が六か月から百日に短縮された趣旨は、当時の嫡出推定制度の下で父性推定の重複を避けるために必要十分な期間に限って女性の再婚を制限するというものであり、かつては合理的理由なく再婚が制約されていたような事案について、この改正により再婚が可能になったという効果があつたと考えています。

民事基本法制は、国民の意識や社会情勢の変化等に対応し、不断に見直しをしていくことが重要であると考えており、今後も、引き続き、必要な検討を行ってまいります。

最後に、本改正法案における国籍法の改正についてお尋ねがありました。

本改正法案では、事実上反する認知であつても、認知の無効を主張することができる者が出訴期間内に認知の無効を主張しない限り、有効な認知として確定し、その民事法上の効力を否定することはできないこととなります。

そこで、我が国の国籍を取得することを目的とする虚偽の認知がされることを防止するため、本改正法案では、認知による国籍の取得に関する規定は、認知について反対の事実があるときは適用しないこととしております。

一般的に、国籍制度の改正については、国籍の問題に関する国民の意識や国際的な動向等も踏まえながら議論していく必要があると考えています。が、今回の国籍法の改正は、民法の改正によって国籍取得に係る従前の取扱いに疑義が生じないよう明文中で規定したものにすぎません。(拍手)

(国務大臣永岡桂子君登壇)

○国務大臣(永岡桂子君) 沢田議員にお答えいたします。

まず、学校教育法第十一条の見直しの必要性についてお尋ねがありました。

民法第八百二十二条の懲戒権の規定は、民法第八百二十条が定める監護教育権の一環として行われるしつけのうち、子に問題行動等があった場面について特に規定を置いたものであり、児童虐待の防止等に資するため、今般の改正で当該規定を削除しても、引き続き、民法第八百二十条に基づき、親権者が適切なしつけを行うことはできるものと承知をしております。

これに対し、学校教育法に規定する懲戒とは、学校が教育目的を達成するため、教育上必要な範囲で叱責、注意や退学、停学等を行うことができるとされており、今般の民法改正の趣旨とは異なることから、学校教育法第十一条を見直す必要はないと考えております。

なお、体罰は学校教育法第十一条で禁止しており、文部科学省としては、引き続き、教育委員会

や学校における研修の促進、相談体制の整備等を通じて、体罰の根絶に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、学校教育法第十一条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例の見直しについてお尋ねがありました。

学校教育法における懲戒は、学校の教育目的を達成するため、教育的配慮の下で行われるものです。文部科学省ホームページに記載のある参考事例は、通常、懲戒権の範囲内と考えられる行為であります。が、個々の事案ごとに判断することが必要であります。

御指摘のような、児童生徒の心に深い傷を与えるような指導や体罰は、学校教育法に定める懲戒権から逸脱した行為と考えられ、参考事例が想定するものではありません。

次に、学校における児童虐待の対応についてお尋ねがありました。

学校は、児童虐待を発見しやすい立場であることとを自覚し、関係機関と連携し、児童虐待の早期発見、早期対応に努めることが求められています。

このため、児童虐待の対応について、教職員だけでなく、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を含むチーム学校として対応することが重要です。

文部科学省としては、令和五年度概算要求におきまして、これらの専門家の増員を含む、教育支援体制の充実に向けた経費を盛り込んでいます。

引き続き、専門家を活用した教育支援体制を整備し、関係機関の連携を含む、学校、教育委員会

における適切な対応の徹底に努めてまいります。(拍手)

○議長(細田博之君) 鈴木義弘君。

(鈴木義弘君登壇)

○鈴木義弘君 国民民主党・無所属クラブを代表して、上程された民法の改正について、順次質問いたします。(拍手)

まず、民法第八百二十二条の削除について質問いたします。

マスコミの報道に触れますと、目を覆いたくするような児童虐待の事件が後を絶ちません。その解消のために、懲戒権を廃止する民法の改正が上程されたと聞いています。

民法第八百二十二条は、平成二十三年に、子の利益のために監護及び教育に必要な範囲内で懲戒することができるとする法改正がなされ、あくまでも親権者が子の利益のために監護、教育を行う一環として、しつけができることを注記したにすぎないと解されています。

よって、同条は、子の利益のための監護、教育を超える特別な権限を親に与えるものではないと言え、同条の削除によつても、親権者の監護、教育を行う範囲に変更はありません。

そうであるにもかかわらず、あえて八百二十二条を削除する狙いは、しつけの社会通念の変化と児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘を受け、児童虐待は決して許されるものではない、正当な親権の行使とは言えないという強く明確なメッセージを発するという理解でよろしいのか、法務大臣にお尋ねいたします。

今回の法改正で懲戒権が削除されたといえ、

児童虐待根絶への実効性が疑問視されています。保護すべき者が、本来守るべき存在である、言葉もしやべれない、自分で身を守れない児童に対して暴行や殺人を犯した場合には、一般の暴行、殺人に比べてより厳罰化する刑法改正議論まで踏み込んだ検討もするべきと考えますが、法務大臣に御所見を伺います。

次に、嫡出否認制度の見直し規定に関わる改正について質問いたします。

今回の改正案では、嫡出否認の訴えを提起できる否認権者を子や母にまで拡大したのは理解できるんですが、出訴期間について、出生してから三年の子供に否認できるのか、疑問です。さらに、前夫が提起する場合、前夫が子の出生を知ったときから三年とあるんですが、夫婦仲が悪くて離婚するのに、出生を知り得るものでしょうか。

このような出訴期間の問題について、法務大臣に見解をお尋ねします。

最後に、嫡出推定規定の見直しに関わる改正について質問いたします。

国内において、令和四年九月時点での無戸籍者の数は七百九十三人と聞きます。このうち約七十二名の五百七十二人が、前夫の嫡出推定を避けるため出生の届出がなされなかったためと言われており、嫡出推定制度が無戸籍者問題の一因とも言われています。

今回の改正においても、女性が出産時に再婚していなければ従来どおり前夫の子とみなされ、無戸籍児が解消されないと考えるのですが、見解を法務大臣にお尋ねいたします。

また、近年、離婚、再婚の増加、懐胎を契機に婚姻する夫婦の増加など、社会の変化が生じてい

ることなどを踏まえると、無戸籍者問題の解消以外の観点からも見直しをする必要があると考えられます。

そこで、今回の法改正では、民法の嫡出推定制度そのものの見直しが盛り込まれていませんが、改正する考えはありますか。法務大臣にお尋ねいたします。

近年、結婚観や親子の関係も大きな意識の変化が起きており、我が国のこれまでの家族の在り方、家族と個人とのバランスについて変化があるように感じます。法務大臣も、法の秩序の維持と国民の権利の尊重という二つの要請をバランスの取れた形で実現することが不可欠と述べています。社会制度を現状に合わせていくのは時代の趨勢でしょう。

しかし、制度を改正することで新たな問題が生じ、そのことにより長期的に社会がどのように変貌していくのかを視野に入れて制度改革をしなければならないと考える一人です。

全ての人々の幸せを願って、質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣葉梨康弘君登壇〕

○国務大臣葉梨康弘君 鈴木義弘議員にお答え申し上げます。

まず、民法第八百二十二条を削除する趣旨についてお尋ねがありました。

懲戒権を規定する民法第八百二十二条については、懲戒の文言が同法第八百二十条の監護教育権を超えた強力な権利であるかのような印象を与えることなどから、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘や、懲戒として体罰が許容されるといった誤解を与えかねないとの指摘がさ

れていました。

本改正案において民法第八百二十二条を削除したのは、児童虐待の防止に向けた明確なメッセージを国民に向けて発することにより児童虐待の防止を図るという趣旨によるものです。

次に、保護すべき者による児童虐待の厳罰化に向けた検討についてお尋ねがありました。

いわゆる児童虐待に適用され得る罰則としては、例えば、児童に暴行を加えた場合には暴行罪により二年以下の懲役等に処する、児童の身体を傷害した場合には傷害罪により十五年以下の懲役等に処する、児童に暴行を加え死亡させた場合には傷害致死罪により三年以上の有期徒刑に、あるいは殺人罪により死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処するものとされています。

児童虐待であることを理由としてこれらの罰則よりも刑を加重する罰則を設けることについては、児童虐待事案に関する実際の処罰の状況等を踏まえたときに、法定刑が低いため適正な量刑が困難となつていよう状況にあるのか、児童虐待として法定刑を加重すべき行為の外延を明確かつ限定的に定義することができるとかの観点から、慎重に検討することが必要であると考えています。

次に、子や前夫による嫡出否認の訴えの出訴期間についてお尋ねがありました。

子が、その出生のときから三年以内の原則的な出訴期間に自ら嫡出否認の訴えを提起することはなかなかできないと思います。

そこで、本改正法案においては、親権を行う母、親権を行う養親又は未成年者後見人が、子のために嫡出否認の訴えを提起することができるよう

のとして、子の利益を保護することとしております。

また、前夫が子の出生を知る時期は事案ごとに異なりますが、前夫が子の出生を知らない間にその嫡出否認権が消滅することは相当でないため、嫡出否認の訴えの出訴期間の起算点を前夫が子の出生を知ったときとしています。

次に、母が子の出生のときまでに再婚していない場合の無戸籍問題への対応についてお尋ねがありました。

本改正法案の下でも、離婚後三百日以内に生まれた子については、母が子の出生のときまでに再婚をしていない場合には、子は前夫の子と推定されることとなります。

本改正法案では、前夫の子と推定される子については、前夫のみならず、子及び母にも否認権を認めることとし、否認権が適切に行使されることによつて、無戸籍者問題の解消が図られるものと考えています。

最後に、嫡出推定制度の更なる見直しについてお尋ねがありました。

本改正法案では、主として無戸籍者の問題を解消する観点から、民法の嫡出推定規定や嫡出否認制度を見直すこととしていますが、婚姻前に懐胎することが増加している実情を踏まえ、婚姻後に出生した子は、婚姻後二百日以内に出生した場合も嫡出子と推定する改正も行ふこととしています。

民事基本法制については、国民の意識や社会情勢の変化等に対応し、不断に見直しをしていくことが重要であると考えており、今後も、引き続き、必要な検討を行ってまいります。(拍手)

○議長(細田博之君) 本村伸子君。

(本村伸子君登壇)

○本村伸子君 私は、日本共産党を代表して、民法等改正案について質問をいたします。(拍手)

一九四七年、日本国憲法の施行を受け、その理念に反する家制度を廃止する、旧民法の全面改正が行われました。取り残されてきたのが、女性の再婚禁止規定や嫡出推定の規定、子供に対する懲戒権などです。

今回の法案は、個人の尊厳やジェンダー平等の足かせとなってきたこれらの規定を全面的に改めるものになっているでしょうか。

まず、女性だけに課せられた再婚禁止期間の問題です。

この規定は、憲法二十四条、両性の平等に反し、国連の女性差別撤廃委員会などからも廃止が勧告されてきたものです。日本共産党は、多くの女性たちの運動と連携し、女性の結婚の自由を侵害する規定の廃止を主張してきました。

この規定について、旧民法制定時の政府は、血統の混乱を防止するためだと述べています。帝国憲法下で家制度を中心とした男性優位の社会が国家の基本とされてきたことを前提とするものであり、当然、憲法二十四条、ジェンダー平等の見地から廃止されるべきものです。

再婚禁止期間を存続する口実とされてきた嫡出推定制度を見直すとしていますが、本法案は、DVで前の夫から逃げ、離婚できていないケースなど、様々な事情で法律上の再婚をしない、できない場合は前の夫の子と推定されてしまうという、現行法と同様の問題が残っているではありませんか。

嫡出という用語は、家督制度と家督相続の下、正統な血統かどうかという差別的な概念で用いられてきたものです。嫡出推定制度及び戸籍制度を根本的に見直すべきではありませんか。

嫡出推定制度の見直しの一方で、国籍法三条三項の新設によって、認知が事実反する場合、国籍の取得を否定されてしまうことは重大です。何十年も日本国内で日本人として暮らし、安定した生活がなされていても、反対の事実があると認められた場合、日本国籍を失い、無国籍となってしまう。子の権利利益の保護に反するのではありませんか。

懲戒権の削除や体罰禁止の明記は、子供の人権を保障する観点から当然のことです。条文にある、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動という文言は何を言うのか。曖昧な条文で児童虐待が容認されるということはありませんか。

選択的夫婦別姓について伺います。

法制審議会が一九九六年に再婚禁止期間の問題とともに答申していたものですが、なぜいまだに実現しないのでしょうか。

選択的夫婦別姓に反対してきた統一協会と政府・自民党の癒着が原因ではありませんか。統一協会と関係を絶つというのであれば、婚姻の平等の重要な課題である選択的夫婦別姓を前に進めるべきです。

次に、自衛隊の中であつた性暴力について質問いたします。

加害者が謝罪をいたしました。

しかし、被害者が顔と名前を出さなければ隠蔽され、救われない、こんなことを許すわけにはいきません。

まず行うべきは、徹底した実態把握と事実の究明です。過去に遡って、自衛隊内で起こった全ての被害について徹底的に調査、検証するべきです。

特別防衛監察も、上司や部隊に知られてしまうのではないかと心配の声が寄せられています。完全なプライバシーの保護を図ること、口止めの圧力をかけた上司などの厳正な処分を求めます。

有識者会議で五ノ井さんの被害を始め具体的事例を検証するといいますが、被害者心理を含めた正確な検証を行うためにも、五ノ井さん始め被害者の参画が必要です。会議録、資料の公開も約束してください。

性暴力、暴力をなくすために政府として全力を挙げることを強く求め、質問といたします。(拍手)

(国務大臣葉梨康弘君登壇)

○国務大臣(葉梨康弘君) 本村伸子議員にお答え申し上げます。

まず、再婚禁止期間の廃止に関する考え方についてお尋ねがありました。

女性の再婚禁止期間の定めは、前夫の嫡出推定と再婚後の夫の嫡出推定との重複を回避することを目的として設けられていたものです。

本改正法案では、離婚等により婚姻を解消した日から三百日以内に生まれた子について、母が子の出生のときまでに再婚していた場合には子は再婚後の夫の子と推定することとしたため、推定の

重複により父が定まらない事態は生じなくなることから、再婚禁止期間を廃止することとしています。

このように、本改正法案は、嫡出推定制度を見直すことに伴い、これと密接な関係を有する再婚禁止期間を廃止することとするものです。これにより、再婚がしやすくなるなど、重要な意義があるものと考えています。

次に、女性が再婚しない場合における無戸籍者問題への対応についてお尋ねがありました。

本改正法案においても、離婚等により婚姻を解消した日から三百日以内に生まれた子について、母が子の出生のときまでに再婚していない場合には、子は前夫の子と推定されることとなります。本改正法案では、前夫の子と推定される子については、前夫のみならず、子及び母にも否認権を認めることとしており、否認権が適切に行使されることによって、無戸籍者問題の解決が図られるものと考えています。

次に、嫡出の用語の見直しについてお尋ねがありました。

嫡出でない子という用語について、最高裁判所は、民法の規定上、法律上の婚姻関係にない男女の間に出生した子を意味するものとして用いられているものであり、差別的な意味合いを含むものではないと判示しています。

一方で、嫡出でない子という用語が用いられてきた社会的、歴史的な背景を踏まえると、嫡出の用語を見直すべきとの指摘があることも承知しています。

もっとも、嫡出である子と嫡出でない子とは、法律上の父子関係の成立のみならず、親権

者、氏、入籍すべき戸籍の決まり方においても區別がなされているところであり、これらの規律を見直す際には、各制度について、具体的な立法事実や国民の意識等を踏まえた検討が必要と考えられます。

法令用語については、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しを要するものと考えており、法務省としては、引き続き、検討を進めてまいります。

次に、本改正法案における国籍法の改正についてお尋ねがありました。

我が国の国籍を取得することを目的とする虚偽の認知がされることを防止するため、本改正法案では、認知による国籍の取得に関する規定は、認知について反対の事実があるときは適用しないこととしております。これは、虚偽の認知がされた場合には国籍の取得は認められないとの従前から確立した考え方を明らかにして、疑義が生じないようにしたものです。

認知について反対の事実があった場合でも必ずしも子が無国籍になるとは限りませんが、仮に子が無国籍となるような場合であっても、無国籍者の置かれた立場に配慮しつつ、無国籍状態の解消に向け、可能な対応をしてまいります。

次に、改正法案の民法第八百二十一条の内容等についてお尋ねがありました。

改正法案の民法第八百二十一条で禁止される、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動とは、子に不当に肉体的又は精神的な苦痛を与え、その健やかな身体又は精神の発達に悪影響を与え得る行為を指すものです。

これに該当するか否かは、最終的には、具体的な事案を前提として、裁判所における社会通念に照らした個別的な判断に委ねられますが、一般論

として、当該行為の態様のほか、子の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所、時間的環境等が配慮されるものと考えています。

このような観点を踏まえた適切な判断が可能であることから、改正法案の民法第八百二十一条の文言が御指摘のように曖昧であるとは考えておりません。

次に、いわゆる選択的夫婦別姓制度の実現に向けた課題についてお尋ねがありました。

法制審議会は、平成八年二月に、選択的夫婦別氏制度を導入すること等を内容とする答申をいたしました。

その後、法務省は、平成八年及び平成二十二年に、法制審議会の答申を踏まえた改正法案を準備しましたが、国民の間に様々な意見があったほか、当時の政権内においても様々な意見があったこと等から、改正法案の提出には至らなかったものと認識しています。

夫婦の氏の在り方については、現在でも国民の間に様々な意見があり、今後とも、国民各層の意見や国会における議論を踏まえてその対応を検討していく必要があると考えています。

このため、国民の間はもちろん、国民の代表者である国会議員の間でもしっかりと議論していただき、コンセンサスを取得いただくため、法務省としては、引き続き、積極的に情報提供を行ってまいります。

最後に、いわゆる選択的夫婦別姓制度が実現しない原因等についてお尋ねがありました。

既にお答えしたとおり、改正法案の提出に至っていないのは、国民の間に様々な意見があるためです。

政府の政策決定に当たって、幅広く国民の皆様方の意見を聞くとともに、関係省庁、有識者、専門家、議員等との議論など、様々なプロセスを経ていきます。

したがって、特定の団体の影響のみを受けて政策を決定するものではなく、御指摘は当たらないものと考えています。

既にお答えしたとおり、夫婦の氏の在り方については、現在でも国民の間に様々な意見があり、今後とも、国民各層の意見や国会における議論を踏まえてその対応を検討していく必要があるものと考えています。

このため、国民の間はもちろん、国民の代表者である国会議員の間でもしっかりと議論していただき、コンセンサスを取得いただくため、法務省としては、引き続き、積極的に情報提供を行ってまいる所存です。(拍手)

(国務大臣浜田靖一君登壇)

○国務大臣(浜田靖一君) 本村伸子議員にお答えをいたします。

まず、自衛隊内で起きた全ての性被害の徹底した実態把握と事実の究明についてお尋ねがございました。

先般、九月二十九日に公表しました陸上自衛隊におけるセクシュアルハラスメント事案は、上官の対応、複数の事案の存在も含め、極めて深刻な事案であり、誠に遺憾であります。まず、本事案につきましては、速やかに懲戒処分を実施いたします。

現在、ハラスメントの根絶に向けた措置に関する防衛大臣指示に基づき、全職員に対し、ハラスメントがあった場合には直ちに相談窓口等に相談、通報するよう指示するとともに、相談の対応

状況の緊急点検や特別防衛監察の実施を指示し、徹底的なハラスメントの実態把握と事実究明に努めております。

特別防衛監察の個人情報取扱いについては、関係規則に基づき厳正な管理を行っているところですが、万一、被害を申し出たために所属する部隊、機関等で不利益な取扱いを受けたときは、申出者からの通知により、厳格に対応することとしております。

最後に、有識者会議における被害者の参画及び会議録等の公開についてお尋ねがありました。

有識者会議においては、自衛隊内部の意識やこれまでのハラスメント防止対策を検証していただき、新たなハラスメント防止対策の提言を行っていただく予定です。このため、学界、法曹界などの分野から知見のある委員をお招きする準備を進めております。

有識者会議の進め方につきましては、その検討に際し、いかなる方のお話を伺う必要があるかも含めて、有識者会議において御議論をいただくこととなります。

なお、会議の概要等につきましては、適切に公開する方向で検討しております。

以上であります。(拍手)

○議長(細田博之君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(細田博之君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十二分散会

出席国務大臣

総務大臣 寺田 稔君
法務大臣 葉梨 康弘君
外務大臣 林 芳正君
文部科学大臣 永岡 桂子君
厚生労働大臣 加藤 勝信君
国土交通大臣 斉藤 鉄夫君
環境大臣 西村 明宏君
防衛大臣 浜田 靖一君
国務大臣 河野 太郎君
国務大臣 鈴木 俊一君
国務大臣 谷 公一君

出席副大臣

法務副大臣 門山 宏哲君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る十月二十五日、岡田事務総長から松山裁判官弾劾裁判所裁判長及び岡村参議院事務総長宛て、本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおりに決定した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

田中 和徳君(稲田朋美君の補欠)

同 予備員

第二 古川 禎久君(山田美樹君の補欠)

一、去る十月二十五日、岡田事務総長から新藤裁判官訴追委員会委員長及び岡村参議院事務総長宛て、本院は、裁判官訴追委員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を

行う順序は頭書のとおりに決定した旨通知した。

裁判官訴追委員

後藤 茂之君(鈴木淳司君の補欠)

同 予備員

第一 津島 淳君(門山宏哲君の補欠)

第二 小林 鷹之君(井野俊郎君の補欠)

(選出通知)

一、去る十月二十五日、本院は、検察官適格審査会委員予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査会委員予備委員

三谷 英弘君(牧原秀樹君の予備委員)

(指名通知)

一、去る十月二十五日、本院は、国土審議会委員に衆議院議員梶山弘志君及び同高木陽介君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十月二十五日、本院は、国土開発幹線自動車道建設会議委員に衆議院議員遠藤利明君及び同秋生田光一君を指名した旨内閣に通知した。

(委員推薦通知)

一、去る十月二十五日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

坂本 哲志君 あかま二郎君

一、去る十月二十五日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

(北海道開発分科会)

中村 裕之君 石川 香織君

(豪雪地帯対策分科会)

橘 慶一郎君

(離島振興対策分科会)

細田 健一君

(報告書受領)

一、去る十月二十七日、吉永国立国会図書館長から細田議長宛て、令和三年度の国立国会図書館の経営及び財政状態についての報告書を受領した。

(要求書受領)

一、去る十月二十八日、内閣から、食品安全委員会委員に山本茂貴君を任命したので、食品安全基本法第二十九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十月二十八日、内閣から、カジノ管理委員会委員に石川恵子君及び北村博文君を任命したので、特定複合観光施設区域整備法第二百十七条第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十月二十八日、内閣から、証券取引等監視委員会委員長に中原亮一君を、同委員に高田さゆり(加藤さゆり)君及び橋本尚君を任命したので、金融庁設置法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十月二十八日、内閣から、電気通信紛争処理委員会委員に田村幸一君、前原賀代(小川賀代)君、中條祐介君、小塚莊一郎君及び三尾美枝子君を任命したので、電気通信事業法第百四十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十月二十八日、内閣から、電波監理審議会委員に大久保哲夫君を任命したので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十月二十八日、内閣から、日本放送協会

経営委員会委員に磯山誠二君、相原香織(前田香織)君及び水野節子(水尾衣里)君を任命したので、放送法第三十一条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十月二十八日、内閣から、中央更生保護審査会委員に伊藤富士江君を任命したので、更生保護法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十月二十八日、内閣から、公安審査委員会委員に外井浩志君及び遠藤みどり君を任命したので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十月二十八日、内閣から、運輸審議会委員に堀川義弘君及び大石美奈子君を任命したので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十月二十八日、内閣から、運輸安全委員会委員に丸井祐一君、石田弘明君、奥村文直君、鈴木美緒君及び新妻実保子君を任命したので、運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十月二十八日、内閣から、公害健康被害補償不服審査会委員に星景子君を任命したので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(応召議員)

一、今一日、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出

愛知県第十区

江崎 鐵磨君

(議席変更)

一、去る十月二十七日、衆議院規則第十四条ただし書により、議長において議席を次のとおり変更した。

二四一 義家 弘介君

二四二 山際大志郎君

二四七 西銘恒三郎君

二四八 稲田 朋美君

二四九 小泉 龍司君

二五〇 江藤 拓君

三四一 後藤 茂之君

三四二 谷 公一君

(理事補欠選任)

一、去る十月二十五日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

総務委員会

理事 石川 香織君 (理事吉川元君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)

理事 武村 展英君 (理事田所嘉徳君去る十月二十五日理事辞任につきその補欠)

理事 鳩山 二郎君 (理事新谷正義君去る十月二十五日理事辞任につきその補欠)

理事 奥野総一郎君 (理事岡本あき子君去る十月二十五日理事辞任につきその補欠)

理事 守島 正君 (理事中司宏君去る十月二十五日理事辞任につきその補欠)

理事 中川 康洋君 (理事興水恵一君去る十月二十五日理事辞任につきその補欠)

農林水産委員会

理事 武部 新君 (理事築和生君去る八月十二日委員辞任につきその補欠)

理事 足立 康史君 (理事空本誠喜君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)

理事 あべ 俊子君 (理事江藤拓君去る十月二十五日理事辞任につきその補欠)

理事 若林 健太君 (理事宮下一郎君去る十月二十五日理事辞任につきその補欠)

理事 渡辺 孝一君 (理事高島修一君去る十月二十五日理事辞任につきその補欠)

理事 近藤 和也君 (理事金子恵美君去る十月二十五日理事辞任につきその補欠)

理事 庄子 賢一君 (理事稲津久君去る十月二十五日理事辞任につきその補欠)

国土交通委員会

理事 津島 淳君 (理事小島敏文君去る八月十二日委員辞任につきその補欠)

理事 赤木 正幸君 (理事市村浩一郎君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)

理事 長坂 康正君 (理事塚田一郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠)

理事 加藤 鮎子君 (理事柿沢末途君去る十月二十五日理事辞任につきその補欠)

理事 中根 一幸君 (理事土井亨君去る十月二十五日理事辞任につきその補欠)

理事 伴野 豊君 (理事城井崇君去る十月二十五日理事辞任につきその補欠)

理事 谷田川 元君 (理事小宮山泰子君去る十月二十五日理事辞任につきその補欠)

一、去る十月二十六日、財務金融委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 宗清 皇一君 (理事藤丸敏君去る八月十二日委員辞任につきその補欠)

理事 稲津 久君 (理事角田秀穂君去る八月十二日委員辞任につきその補欠)

理事 櫻井 周君 (理事稲富修二君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)

理事 住吉 寛紀君 (理事吉田豊史君去る十月二十六日理事辞任につきその補欠)

一、去る十月二十八日、経済産業委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 牧島かれん君 (理事細田健一君去る十月二十八日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 小森 卓郎君 補欠 松本 尚君

佐々木 紀君 高村 正大君

高村 正大君 佐々木 紀君

松本 尚君 小森 卓郎君

国土交通委員

辞任 菅家 一郎君 補欠 小林 鷹之君

小林 史明君 堀内 詔子君

小林 鷹之君 菅家 一郎君

堀内 詔子君 小林 史明君

予算委員

辞任 後藤 茂之君 補欠 牧島かれん君

一、去る十月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 池田 佳隆君 補欠 務台 俊介君

池田 佳隆君 池田 佳隆君

法務委員

辞任 岩田 和親君 補欠 渡辺 孝一君

津島 淳君 宮路 拓馬君

深澤 陽一君 上杉謙太郎君

吉田はるみ君 本庄 知史君

上杉謙太郎君 西野 太亮君

西野 太亮君 深澤 陽一君

宮路 拓馬君 津島 淳君

渡辺 孝一君 岩田 和親君

本庄 知史君 吉田はるみ君

財務金融委員

辞任 石井 拓君 補欠 東 国幹君

原口 一博君 吉川 元君

前原 誠司君 長友 慎治君

[illegible]

八木 哲也君	堀内 詔子君	安全保障委員	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員	(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)
小野 泰輔君	遠藤 良太君	辞任	辞任	一、去る十月二十七日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 憲法審査会委員
経済産業委員		補欠	補欠	辞任
石井 拓君	松本 尚君	新垣 邦男君	石原 正敬君	伊藤 達也君
稲田 朋美君	井林 辰憲君	深澤 陽一君	川崎ひとと君	國場幸之助君
小森 卓郎君	石橋林太郎君	松本 剛明君	寺田 学君	渡辺 孝一君
細田 健一君	長谷川淳二君	深澤 陽一君	徳永 久志君	新垣 邦男君
井林 辰憲君	稲田 朋美君	松本 剛明君	保岡 宏武君	奥野総一郎君
石橋林太郎君	小森 卓郎君	櫻井 周君	若林 健太君	三木 圭恵君
長谷川淳二君	細田 健一君	平沼正二郎君	後藤 祐一君	勝目 康君
松本 尚君	石井 拓君	中曽根康隆君	湯原 俊二君	富樫 博之君
国土交通委員		渡海紀三朗君	湯原 俊二君	三谷 英弘君
辞任	補欠		徳永 久志君	堤 かなめ君
中川 郁子君	渡辺 孝一君	理事 山本 剛正君 (理事浦野靖人君去る十月二十六日理事辞任につきその補欠)	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員	米山 隆一君
中村 裕之君	東 国幹君	一、去る十月三十一日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員	小野 泰輔君
根本 幸典君	西野 太亮君	一、去る十月三十一日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員	
武藤 容治君	務台 俊介君	一、去る十月三十一日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員	
末次 精一君	吉田はるみ君	一、去る十月三十一日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員	
東 国幹君	石橋林太郎君	一、去る十月三十一日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員	
西野 太亮君	三谷 英弘君	一、去る十月三十一日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員	
三谷 英弘君	佐々木 紀君	一、去る十月三十一日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員	
佐々木 紀君	青山 周平君	一、去る十月三十一日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員	
青山 周平君	根本 幸典君	一、去る十月三十一日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員	
石橋林太郎君	中村 裕之君	一、去る十月三十一日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員	
務台 俊介君	武藤 容治君	一、去る十月三十一日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員	
渡辺 孝一君	中川 郁子君	一、去る十月三十一日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員	
吉田はるみ君	末次 精一君	一、去る十月三十一日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員	
環境委員				
辞任	補欠			
山口 壮君	中川 郁子君			
中川 郁子君	山口 壮君			

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る十月二十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の利用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講ずべき措置等に関する法律案

(議案付託)

一、去る十月二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

以上二件 法務委員会 付託

国民本位の新たな感染症対策を樹立するための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の一部を改正する法律案(早稲田ゆき君外八名提出、衆法第五号)

新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外八名提出、衆法第六号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

以上三件 厚生労働委員会 付託

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等

令和四年十一月一日 衆議院会議録第五号 議長報告

の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一〇号) 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一号)

以上二件 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託

一、去る十月二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

外務委員会 付託

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

安全保障委員会 付託

一、去る十月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

以上二件 内閣委員会 付託

競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

農林水産委員会 付託

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)

経済産業委員会 付託

港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

国土交通委員会 付託

(議案送付)

一、去る十月二十七日、予備審査のため次の本院

議員提出案を参議院に送付した。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(三木圭恵君外二名提出、衆法第七号)

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(三木圭恵君外二名提出、衆法第八号)

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十月二十五日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する事項

二、地方自治及び地方税財政に関する事項

三、情報通信及び電波に関する事項

四、郵政事業に関する事項

五、消防に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和四年十月二十五日

衆議院議長 細田 博之殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産関係の基本施策に関する事項

二、食料の安定供給に関する事項

三、農林水産業の発展に関する事項

四、農林漁業者の福祉に関する事項

五、農山漁村の振興に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和四年十月二十五日

衆議院議長 細田 博之殿

農林水産委員会 笹川 博義

衆議院議長 細田 博之殿

一、調査する事項

一、国土交通行政の基本施策に関する事項

二、国土計画、土地及び水資源に関する事項

三、都市計画、建築及び地域整備に関する事項

四、河川、道路、港湾及び住宅に関する事項

五、陸運、海運、航空及び観光に関する事項

六、北海道開発に関する事項

七、気象及び海上保安に関する事項

二、調査の目的

国土交通行政の実情を調査し、その運営を適

正ならしめるため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和四年十月二十五日

国土交通委員長 木原 稔

衆議院議長 細田 博之殿

一、財務金融委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十月二十六日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、財政に関する事項

二、税制に関する事項

三、関税に関する事項

四、外国為替に関する事項

五、国有財産に関する事項

六、たばこ事業及び塩事業に関する事項

七、印刷事業に関する事項

八、造幣事業に関する事項

九、金融に関する事項

十、証券取引に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和四年十月二十六日

財務金融委員長 塚田 一郎

衆議院議長 細田 博之殿

(答弁書受領)

一、去る十月二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員原口一博君提出財政民主主義下における予備費の在り方に関する質問に対する答弁書

令和四年十月十四日提出
質問 第一 一 号

財政民主主義下における予備費の在り方に関する質問主意書

提出者 原口 一博

財政民主主義下における予備費の在り方に関する質問主意書

日本国憲法第八十三条は、「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。」と財政民主主義の原則を明示しており、また、第八十五条は「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。」と定め、同主義を支出面から具体化したものであるとされている。

一方で、第八十七条第一項は、「予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができ。」と定めており、この場合に限定して内閣の

責任で予備費を使用することを認めている。これは、財政民主主義の観点から、予備費の使用は災害などの真に緊急性を要するものなどに限定されるべきであり、必要な施策は、できる限り補正予算を編成し、国会による事前の議決を経て支出することが望ましい趣旨であると理解している。

このような趣旨を受けて、一般会計の一般予備費の予算額は、毎年度およそ数千億円で推移しており、平成三十年七月豪雨や平成三十年北海道胆振東部地震等の災害があった平成三十年年度を除き、補正予算で増額した年度はないものと承知している。

しかるに政府は、令和四年四月に、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」のため、令和四年度一般会計一般予備費予算額五千億円のうち、約四千億円の使用を閣議決定し、翌五月の補正予算において、今後の備えとして、一般予備費の四千億円の増額を行っている。

この一連の経緯について、以下、質問する。

一 政府において決定した経済対策を実行するため、年度当初である四月に一般予備費予算額の約八割の使用を閣議決定し、翌五月に補正予算において使用した予備費相当分を増額し、さらには新型コロナウイルス感染症対策予備費を、その使途を原油価格・物価高騰対策にも拡大した上で増額したことは、財政民主主義をないがしろにするものと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 予備費の使用が国会の事前議決制度の例外である以上、政府は、予備費の使用については、その閣議決定の際に、より具体的な情報を広く国会や国民に公開すべきものと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 閣議決定により、国会開会中は予備費の使用は行わないのが原則とされているが、それでも国会開会中に予備費の使用を閣議決定する場合には、補正予算の編成では間に合わない合理的な理由を明示する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一〇第一号

令和四年十月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員原口一博君提出財政民主主義下における予備費の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員原口一博君提出財政民主主義下における予備費の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

「令和四年度一般会計予備費使用」(令和四年四月二十八日閣議決定)及び「令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用」(令和四年四月二十八日閣議決定)については、足元のウクライナ情勢等に伴う原油価格や物価の高騰等による国民生活や経済活動への影響に緊急かつ機動的に対応するため、予備費の使用を決定したものである。

令和四年度一般会計補正予算(第一号)については、当該予備費の使用が年度当初に決定されたものであり、また、今後の災害の発生、新型コロナウイルス感染症の再拡大、原油価格や物価の更なる高騰等の見通しが明らかではないこ

とを踏まえ、予期せぬ財政需要に迅速に対応し、国民の安心を確保するため、予備費を増額し、十分な水準を確保したものである。また、新型コロナウイルス感染症が国民生活等に影響を及ぼし続ける中、ウクライナ情勢等が原油価格や物価に対して及ぼす複合的な影響に対して、臨機応変に対応していく必要があるため、「新型コロナウイルス感染症対策予備費」を「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」に変更し、その用途を拡大したものである。

なお、予備費の使用については、憲法第八十七條第二項及び財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十六條第三項の規定に基づき、予備費使用総調書等を国会に提出して、その承諾を求めることとしている。

このような対応は、御指摘の「財政民主主義をないがしろにするもの」ではないと考えている。

二について

予備費の使用については、憲法第八十七條第一項の規定により「内閣の責任でこれを支出することができる」とされており、同条第二項及び財政法第三十六條第三項の規定に基づき、予備費使用総調書等を国会に提出して、その承諾を求めているところであるが、加えて、これまでも国会における審議等を通じて、必要に応じて予備費の使用の内容等について説明を行ってきたところである。

なお、新型コロナウイルス感染症対策予備費又は新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用に当たっては、その決定の際に、国会の御判断を踏まえ、衆議院及

び参議院の予算委員会の理事懇談会等の場において報告や説明を行うとともに、財務省のウェブサイトにもその内容及び使用額を掲載しているところである。

今後とも、予備費の使用についての説明責任を果たしていくことが重要であると考えている。

三について

御指摘の「補正予算の編成では間に合わない合理的な理由」については、これまでも国会における審議等を通じて、必要に応じて説明を行ってきたところである。

一、去る十月二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員櫻井周君提出物価安定目標二％に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出出安がキャピタルフライトをもたらしリスクに関する質問に対する答弁書

衆議院議員前川清成君提出旧統一教会等による霊感商法や過大な寄附に関する質問に対する答弁書

衆議院議員前川清成君提出旧統一教会問題についての合同電話相談窓口に関する質問に対する答弁書

衆議院議員前川清成君提出司法試験予備試験に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出ウイグル人強制労働に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出不動産を取得した外国人の実質的支配者情報の収集に関する質問に対する答弁書

令和四年十一月一日 衆議院会議録第五号 議長報告

衆議院議員松原仁君提出核実験を行う金正恩委員長への経済制裁措置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出産科医療補償制度における補償対象外となった脳性麻痺児の救済に関する質問に対する答弁書

令和四年十月十八日提出
質問 第一二二号

物価安定目標二％に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

物価安定目標二％に関する質問主意書

政府・日本銀行の共同声明として平成二十五年一月二十二日付で公表された「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について」においては、「物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で二％としている。また、日本銀行は、「持続可能な物価の安定と整合的な物価上昇率が高まっていく」と認識している。

現状は、消費者物価指数は前年同月比で三・〇％の上昇（二〇二二年八月）で欧米諸国に比べて低い水準であるものの、物価安定の目標の二％を二〇二二年四月から五ヶ月連続で上回っている。また、国内企業物価指数は前年同月比で九・〇％の上昇（二〇二二年八月）と欧米諸国並みの高い水準となっている。こうした現状は、政府・日本銀行の共同声明が公表された十年前とは大きく異なる。

一方で、日本銀行の黒田東彦総裁は、令和四年十月十七日の衆議院予算委員会において、「エネルギーや食料品、耐久財などの価格上昇により、本年末にかけて上昇率を高める可能性が高いとい

うふうに考えております。その背景といたしましては、主として国際商品市況や為替円安の影響によつて輸入品価格が上昇していることが影響しております。年明け以降は、こうした海外からのコストプッシュ要因の押し上げ寄与が減衰すること、物価上昇率のプラス幅は縮小していくため、来年度以降の消費者物価は二％を下回る水準まで低下していくと予想しております。」と答弁し、現在の消費者物価の上昇は一時的なものとの認識を示した。また、日本銀行の黒田東彦総裁は、「経済を支え、賃金の上昇を伴う形で物価安定の目標を持続的、安定的に実現することが必要であり、金融緩和を継続することは適当」とであるとの認識を示した。

しかし、現在の円安と物価上昇は企業経営にマイナスの影響があるとの調査結果（日本商工会議所 L O B O（早期景気観測）調査結果（二〇二二年四月））があるところ、以下、質問する。なお、質問中の物価上昇率については、前年同月比とする。

一 消費者物価指数の前年同月比での上昇率は二〇二二年四月から五ヶ月連続で二％を超えているところ、政府・日本銀行の共同声明の物価安定の目標である「消費者物価の前年比上昇率で二％」は達成できたと考えられるが、政府の認識如何。

二 海外からのコストプッシュ要因を示す輸入物価指数は令和三年五月以降二十％を超える上昇率（前年同月比）であり、さらに令和四年四月以降四十％を超える上昇率（前年同月比）である。輸入物価指数の内訳として、契約通貨ベースでは令和三年五月から二十％を超える上昇率が続いており、円安要因による上昇率は令和四年六

月以降二十％を超えている。輸入物価の上昇は昨年から続いており、さらに円安傾向は今なお続いていることを踏まえれば、日本銀行の黒田東彦総裁の答弁にある「来年度以降の消費者物価は二％を下回る水準まで低下していくと予想」は、樂觀的過ぎると思われるが、政府の見解如何。

三 欧米諸国の生産者物価指数と消費者物価指数を比較すると、二、三ヶ月の遅れがあるものの消費者物価指数は生産者物価指数の上昇に追随する傾向がみられるが、これは生産者が生産コストの上昇を価格転嫁する結果と考えられる。一方で、我が国の企業物価指数の上昇率は約九％となっており、消費者物価指数の上昇率の約三％の約三倍と大きく上回り、企業物価指数と消費者物価指数の上昇率が大きく乖離している現状は、「整合的な物価上昇」ではないと考えるが、政府の見解如何。

四 我が国においては、現状は企業物価指数の上昇が消費者物価の上昇を大きく上回っているものの、徐々に生産者から消費者への価格転嫁が進むと考えられる。過去の企業物価の上昇で消費者への価格転嫁が遅れている積み残し部分を含めて価格転嫁が進むとすると、消費者物価の上昇傾向は長く続くと考えられ、日本銀行の黒田東彦総裁の答弁にある「来年度以降の消費者物価は二％を下回る水準まで低下していくと予想」は、樂觀的過ぎると思われるが、政府の見解如何。

五 企業物価の上昇分を生産者から消費者への価格転嫁が進まなかった場合には、生産者が生産コストの増額分を負担することとなり、企業の収益が圧迫されることとなる。企業収益の悪化

は、賃金の引き下げ要因となり、賃金上昇が難しくなると考えられる。日本銀行の黒田東彦総裁は、「賃金の上昇を伴う形で物価安定の目標を持続的、安定的に実現することが必要」と答弁しているが、現下の物価上昇は賃金の引き下げにつながるリスクがあると考えるが、政府の見解如何。

しており、また、同月二十二日の記者会見において、「現時点では基本的に輸入物価の上昇が消費者物価の上昇に反映され、そしてその影響は来年度以降減衰していく二パーセントを割るということ、いわゆる好循環、賃金が上がれば、物価も安定的に上がっていくというかたちには今はなっていない」との旨を説明しているものと承知している。

二及び四について

内閣衆質二一〇第二二号
令和四年十月二十八日
内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿
衆議院議員櫻井周君提出物価安定目標二％に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員櫻井周君提出物価安定目標二％に関する質問に対する答弁書

黒田総裁の個別の発言についてお答えすることとは差し控えるが、日本銀行は、「経済・物価情勢の展望」(令和四年七月二十一日公表)において、「物価のリスク要因」として「企業の価格・賃金設定行動」や「今後の為替相場の変動や国際商品市況の動向、およびその輸入物価や国内価格への波及を挙げている」と承知している。

三について

一について
御指摘の「物価安定の目標」については、日本銀行が自ら決定したものであり、その達成に関する責任は、一義的には同行にあることを踏まえ、お尋ねについて、政府としてお答えすることとは差し控えたい。

お尋ねについては、黒田総裁が、令和四年九月二十六日の記者会見において、「日本銀行の金融政策は、あくまでも物価の安定、それは単に輸入物価が上昇したに輸入物価が上昇したということではなく、あくまでも企業収益が改善し、賃金が増加する中で、緩やかに物価も上昇していく、そういったかたちで二パーセントの「物価安定の目標」を持続的・安定的に達成されることを目的に行っています」との旨を説明しているものと承知しており、また、企業物価指数と消費者物価指数は、その対象範囲等が異なるものであることから、御指摘のような「企業物価指数と消費者物価指数の上昇率が大きく乖離している」ことをもって、「整合的な物価上昇」ではないと判断することは適切ではなく、御指摘は当たらないと考える。

五について

お尋ねについて、企業収益は様々な要因に左右されるものであり、企業収益を通じて「現下の物価上昇」が「賃金の引き下げにつながる」かどうかについて一概にお答えすることは困難であるが、政府としては、中小企業が適正な価格転嫁を行うための環境整備などにより、企業の賃上げを促していくこととしている。

令和四年十月十八日提出
質問 第一三 号

円安がキャッシュフローをもたらしリスクに関する質問主意書

提出者 櫻井 周

円安がキャッシュフローをもたらしリスクに関する質問主意書

日本銀行の資金循環統計によれば我が国の家計が保有する金融資産(二〇二二年三月末)は二千兆円を超えている。外貨預金は約七兆円であることから、この金融資産の大半は円建てで保有されていると考えられる。

この半世紀、我が国は貿易黒字国であり、常に円高が進みうる要因があった。したがって、金利の高い外貨で運用しても円高が進めば運用益は為替損で相殺されてしまうことから、我が国においては外貨建てでの資金運用はあまり広まらなかった。

しかしながら、現下の状況は、貿易赤字であり、このことは円安・ドル高の要因となる。加えて、物価高対策として世界的な金利引き上げが進む中で、日本銀行の黒田東彦総裁は異次元の金融緩和を堅持する方針を示していることが円安要因となっている。すなわち、資産運用をめぐる状況

は過去五十年の状況から大きく変わったところ、以下、質問する。

一 我が国の貿易収支は、赤字となり、今後も少子化と高齢化の進展に伴い生産年齢人口の減少から貿易赤字は定着する可能性があると考え、政府の見解如何。

二 日本銀行はマイナス金利を堅持する一方で、アメリカではインフレ対策として金利を引き上げており、日米の金利差は約四％となっている。さらに、今後も円高に振れる可能性が低いと考えれば、超低金利の円を調達してドルで運用する円キャリートレードが広がる可能性があると考え、政府の見解如何。

三 円キャリートレードが広がることは、円安ドル高要因となると考えられるが、政府の見解如何。

四 我が国の貿易赤字、日米の金利差、円キャリートレードの広がりなどから円安ドル高が進めば、現在は円で保有されている日本国内の個人金融資産が逃げ出す「キャピタルフライト」が起きるリスクがあると考え、政府の見解如何。

五 アベノミクスと異次元の金融緩和に象徴される我が国の円安政策が日本人による自国通貨への不信につながれば、際限なく円安が進むリスクがあると考え、政府の見解如何。

内閣衆質二一〇第一三号

令和四年十月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

令和四年十一月一日 衆議院会議録第五号 議長報告

衆議院議員櫻井周君提出円安がキャピタルフライトをもたらすリスクに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出円安がキャピタルフライトをもたらすリスクに関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

お尋ねについては、様々な要因に左右されるものであり、一概にお答えすることは困難である。

三について

御指摘の「円安ドル高要因」について言及することは、外国為替市場に不測の影響を与えるおそれがあるため、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

五について

御指摘の「円安政策」の具体的に意味するところが必要しも明らかではないが、政府としては、為替レートを円安の方向に誘導する政策は採っておらず、そのような政策を前提とした質問にお答えすることは困難である。

令和四年十月十九日提出
質問 第一四号

旧統一教会等による霊感商法や過大な寄附に関する質問主意書

提出者 前川 清成

旧統一教会等による霊感商法や過大な寄附に関する質問主意書

〔旧統一教会（現在は世界平和統一家庭連合）に
関しては、その霊感商法や過大な献金が社会問題
化しており、被害救済を求める裁判も多数提訴さ

れている。

しかし、被害実態に即して実定法が整備されておらず、不当な商法や過大な寄附を制限する民事法が存在しなければ、たとえ被害者たちが被害救済を求めて提訴したとしても、救済されない。

よって、以下のとおり質問する。

一 寄附者自らが返還を請求するケース

1 ある信者（以下、Aという）が、ある宗教団体（以下、Bという）によるマインドコントロール下において、Bに対して、Aの収入や資産に比して過大な寄附をした場合、現行民法や消費者契約法に基づき、AはBに対して、その寄附を取り戻すことはできるか。

現行法においても、AがBから過大な寄附を取り戻すことができるのであれば、その根拠条文と法律構成を回答されたい。

2 1記載の事例において、Aは、民法第九十六條第一項に基づきBの「詐欺」を理由に取り消し、Bから寄附を取り戻すことが可能か。

また、Aをマインドコントロール下に置いたのは、Bの信者であるCの行為に基づく場合、Aは、民法第九十六條第二項の「詐欺」として取り消し、Bから寄附を取り戻すことが可能か。

3 1記載の事例において、Aは、民法第九十六條第一項に基づきBの「強迫」を理由に取り消し、Bから寄附を取り戻すことが可能か。

また、Aをマインドコントロール下に置いたのは、Bの信者であるCの行為に基づく場合、Aは、民法第九十六條第一項の「強迫」として取り消し、Bから寄附を取り戻すことが可能か。

4 1記載の事例において、Aは、民法第九十

五條第一項にいう「錯誤」として取り消し、B

から寄附を取り戻すことが可能か。また、Aをマインドコントロール下に置いたのは、Bの信者であるCの行為に基づく場合、Aは、民法第九十五條第一項の「錯誤」として取り消し、Bから寄附を取り戻すことが可能か。

5 1記載の事例において、Aは、消費者契約

法第四條第三項第六号に基づいて取り消し、Bから寄附を取り戻すことが可能か。また、Aをマインドコントロール下に置いたのは、Bの信者であるCの行為に基づく場合、Aは、消費者契約法第四條第三項第六号に基づいて取り消し、Bから寄附を取り戻すことが可能か。

6 1記載の事例において、Aは、民法第九十條に基づき、その無効を主張し、Bから寄附を取り戻すことが可能か。また、Aをマインドコントロール下に置いたのは、Bの信者であるCの行為に基づく場合、Aは、民法第九十條に基づいてその無効を主張し、Bから寄附を取り戻すことが可能か。

7 民法第九十條に関して、債権法改正時の「中間試案」では「相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用して、著しく過大な利益を得、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、無効とする。」と提案されており、この中間試案が採用されていたならば、1の事例もカバーされ、Aは救済されたのではないか。

この「中間試案」が採用されていたならば、旧統一教会などの霊感商法や過大な献金に対

応できたにもかかわらず、上記中間試案を採用しなかったのは何故か。誰(個人名ではなく、例えば日本弁護士連合会などの業界団体名等)から、どのような反対意見があったのか。そして、政府は何故その反対意見に従ったのか。

8 2ないし6に挙げた民法第九十条、同法第九十五条、同法第九十六条、消費者契約法第四項第三項第六号のほかに、Aが、Bによるマインドコントロール下において、Bに対して、Aの収入や資産に比して過大な寄附をした場合、その寄附を取り戻すことができる根拠条文はあるか。

二 寄附者自らは返還を請求しないケース

一の各事例は、Aがマインドコントロールから解放された後に、Bに対して自ら過大な寄附の返還を請求するケースであるが、一方で、Aがマインドコントロールから解放されず、よつて、A自らは過大な寄附の返還を請求しないものの、Aの過大な寄附によつて、Aの配偶者や子らの生活が困窮する場合、Aに代わつて、Aの配偶者や子がその寄附を取り消し、あるいは無効を主張して、Bに対して過大な寄附の返還を請求することができるか。できるのであれば、その根拠条文と法律構成を回答されたい。

三 寄附者の財産管理権の制限

1 Bによるマインドコントロール下にあつて、Bに対して、その収入や資産に比して過大な寄附を行い、本人やその家族を困窮させるAについて、その財産管理権を制限することは可能か。

2 1の事例において、民法第七条に基づき、Aにつき成年後見開始の審判をすることが可能か。あるいは民法第十一条に基づき、Aにつき保佐開始の審判をすることが可能か。あるいは民法第十五条に基づき、Aにつき補助開始の審判をすることが可能か。

3 1の事例について、現行法においては、Aがマインドコントロールから解放されない限り、Aや、その配偶者、子を保護することは不可能か。

4 平成十一年改正において、準禁治産制度が廃止され、「浪費」が宣告事由から除かれたのは何故か。

5 平成十一年改正前は、Aが、Bによるマインドコントロール下において、Bに対して、その収入や資産に比して過大な寄附を行い、Aの配偶者や子の生活が困窮した場合、Aに対して「浪費」を理由に準禁治産宣告を求め、Aの財産を保全するケースがあった。ところが、4のとおり「浪費」が宣告事由から除かれたので、これが不可能になった。ついで、過大な寄附を「浪費」として認定し、Aや、その配偶者、子を保護するため、成年後見、保佐あるいは補助の開始事由として「浪費」を追加するべきではないか。

または、マインドコントロールの下で過大な寄附などを行い、その結果、本人の財産に著しい損害が発生することを、成年後見、保佐あるいは補助の開始事由として追加するべきではないか。

内閣衆質二一〇第一四号
令和四年十月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員前川清成君提出旧統一教会等による霊感商法や過大な寄附に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員前川清成君提出旧統一教会等による霊感商法や過大な寄附に関する質問に対する答弁書

一の1から6までについて

お尋ねの「マインドコントロール」及び「収入や資産に比して過大な寄附」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、個別具体的な事案に即して判断する必要があるため、お答えすることは困難である。なお、一般論としては、ある信者(以下「A」という。)のある宗教団体(以下「B」という。)に対する意思表示が民法(明治二十九年法律第八十九号 第九十六条第一項若しくは第二項の詐欺による意思表示、同条第一項の強迫による意思表示又は同法第九十五条第一項の錯誤に基づく意思表示に当たる場合には、Aは、その意思表示を取り消し、寄附によつて移転した財産の返還を請求することができる。また、AのBに対する寄附が消費者契約法(平成十二年法律第六十一号 第二条第三項に規定する「消費者契約」に該当し、AのBに対する意思表示が、Bの同法第四条第三項第六号に該当する行為によりAが困惑し、それによつてAがした当該消費者契約の申込み又は承諾の意思表示に当たるときは、Aは、その意思表示を取り消し、寄附によつて移転した財産の返還

を請求することができる。さらに、AのBに対する寄附が公序良俗に反する場合には、その寄附は民法第九十条により無効であり、Aは、寄附によつて移転した財産の返還を請求することができる。

一の7について

前段のお尋ねについては、仮定に基づくお尋ねであり、お答えすることは差し控えたい。

後段のお尋ねについては、平成二十五年二月二十六日に法制審議会民法(債権関係)部会が取りまとめた「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」における提案はいわゆる暴利行為を無効とする旨の規律を設けようとするものであるところ、何をもちて暴利行為というかを抽象的な要件で規定すると、取引への萎縮効果が生ずるとして、経済団体を中心に明文の規定を設けることに反対する意見があったこと、及び無効とされるべき暴利行為の内容が確立しているとはいえない現状において、その要件を適切に設定することは困難であり、また、現時点で一定の要件を設定することで将来の議論の発展を阻害しかねないとも考えられたことから、暴利行為を無効とする旨の規律を第百八十九回国会に提出した民法の一部を改正する法律案に盛り込まなかったものである。

一の8について

お尋ねの「マインドコントロール」及び「収入や資産に比して過大な寄附」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、個別具体的な事案に即して判断する必要があるため、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「マインドコントロール」及び「過大

な寄附」の意味するところが必ずしも明らかで

はなく、また、個別具体的な事案に即して判断する必要があるため、お答えすることは困難である。なお、一般論としては、Aの配偶者又は子(以下「配偶者ら」という。)が寄附の前の原因に基づいて生じた債権をAに対して有している場合において、Aの寄附が民法第四百二十四条第一項の「債務者が債権者を害することを知ってした行為」に該当するときは、配偶者らがその寄附を取り消し、その寄附によって移転した財産の返還を請求することができる。また、配偶者らが期限が到来した債権をAに対して有している場合において、同法第四百二十三条第一項の「自己の債権を保全するため必要があるとき」の要件を満たし、かつ、Aが寄附を取り消し、寄附によって移転した財産の返還を請求する権利を有するときは、配偶者らが当該権利を行使することができる。

三の1について

お尋ねの「マインドコントロール」、「収入や資産に比して過大な寄附」及び「財産管理権を制限すること」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、個別具体的な事案に即して判断する必要があるため、お答えすることは困難である。

三の2について

三の1においてお尋ねの「マインドコントロール」及び「収入や資産に比して過大な寄附」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、民法第七条、第十一条又は第十五条の各要件に該当するか否かについては、個別具体的な事案に即して判断する必要があるため、お答えすることは困難である。

三の3について

三の1においてお尋ねの「収入や資産に比して過大な寄附」並びにお尋ねの「マインドコントロール」及び「保護の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、個別具体的な事案に即して判断する必要があるため、お答えすることは困難である。なお、一般論としては、一の1から6までについてでお答えしたとおり、民法及び消費者契約法上の一定の要件を満たす場合には、Aは、Aの寄附によって移転した財産の返還を請求することができる。また、二についてでお答えしたとおり、民法上の一定の要件を満たす場合には、配偶者らは、Aの寄附によって移転した財産の返還を請求することができる。

三の4について

民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号。以下「改正法」という。)は、禁治産制度及び準禁治産制度を見直し、後見、保佐及び補助の制度等からなる成年後見制度を導入したものである。改正法の趣旨は、本人の意思の尊重、自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の理念と本人の保護の理念との調和を図りながら、できる限り利用しやすい制度を実現することにあつた。

改正法においては、十分な判断能力を有する者の金銭等の費消方法について制限を加えるということは、本人の意思の尊重等の改正法の趣旨に照らして相当ではないと考えられたことから、浪費者を成年後見制度の対象としなかった。

三の5について

お尋ねの「マインドコントロール」及び「過大

な寄附」の意味するところが必ずしも明らかではないが、三の4について述べた改正法の趣旨等に照らし、成年後見制度の対象を拡大することについては、慎重な検討が必要であると考えている。

令和四年十月十九日提出
質問 第一五号

旧統一教会問題についての合同電話相談窓口に関する質問主意書

提出者 前川 清成

旧統一教会問題についての合同電話相談窓口に関する質問主意書

「旧統一教会」(現在は世界平和統一家庭連合。以下、単に「旧統一教会」という。)に関しては、その悪質商法や過大な献金が社会問題化しており、政府も、本年九月五日、ようやく「合同電話相談窓口」(以下、本件電話相談窓口という。)を開設するに至つた。しかし、その相談において誤った回答、アドバイスなどがあれば、被害をさらに拡大してしまふ。

よつて、以下のとおり質問する。

一 令和四年九月二十一日までに千六百七十四件の相談が寄せられたそうだが、日本国内における旧統一教会の信者数は約六十万人と言われている。信者数や社会問題化の深刻度に比して著しく少ないと思われる。ついては、政府は、旧統一教会の信者や被害者らに対して、本件電話相談窓口の開設や、その電話番号をいつ、どのような方法で、どの程度、案内し、周知したか。

二 とはいへ、開設後約二週間で千六百七十四件の相談が寄せられたのであれば、相談数は一日

あたり百件を超えており、相当な相談体制が必要である。被害者がかすかな望みを抱いて本件電話相談窓口へ電話をかけたにもかかわらず、ずっと通話中でつながらなかったなら、諦めて「泣き寝入り」してしまふ。

ついては、

1 本件電話相談窓口には、どこに、どの程度のスペースと、何本の電話回線が用意されているのか。

2 本件電話相談窓口には何名の相談員が確保されており、一日あたり何名が出勤し、対応しているのか。

3 令和四年九月十二日、日本維新の会政務調査会のヒアリングにおいて、出席した党所属国会議員が、法務省人権擁護局唐澤英城参事官(以下、唐澤参事官という。)に対して、上記1、2を質問したところ、唐澤参事官は「体制の全体にかかわることなので、お答えは差し控える。」と述べて、回答しなかった。

これに対して、さらに「体制の全体にかかわる問題だから、答えられない。」とはいかなる趣旨か問い質したところ、唐澤参事官は「この会議はインターネットに接続され、録画されているので、誰が聞くかわからない。」と答えた。しかし、予め日本維新の会政務調査会から法務省へ伝えていたとおり、その会議に参加していたのは、インターネットによるオンライン参加も含めて、日本維新の会所属の国会議員と衆議院法制局職員に限られていた。そうであれば、法務省人権擁護局においては日本維新の会が旧統一教会と関連があり、日本維新の会が会議の内容を旧統一教会へ漏洩すると判断しているのか。そうである

ならば、日本維新の会に対する暴言である。
この暴言に対して、出席していた党所属議員から唐澤参事官に「再考してほしい。」と申し出たものの、その後も唐澤参事官からも法務省からも一切謝罪も連絡もない。

ついては、何故法務省は本件電話相談窓口を行っている場所、電話回線の本数、相談員の数を回答しないのか、その理由を明らかにされたい。

三 「旧統一教会」の悪質商法や過大な献金に関する相談は、単に法律問題に限らないので、たとえ弁護士が対応したとしても、旧統一教会問題に関して精通した弁護士でなければ、適切な回答をすることは困難である。この点、二記載のヒアリングに際して、唐澤参事官は本件電話相談窓口につき「法テラスの職員たちが相談に応じている。」と回答した。しかし、法テラスの職員は弁護士ではないし、法律相談に回答する専門的知識も持ち合わせていない。したがって、一般的な法律相談についても、法テラスの職員は相談に応じていないはずである（もしも法テラス職員が法律相談に従事していたなら、法テラスは組織的に弁護士法第七十二条に違反している）。ましてや法テラスの職員は旧統一教会問題に関して専門的な知見を有していない。よって、法テラスの職員は旧統一教会問題に関して適切な回答やアドバイスを行えない。かつて中坊公平弁護士が森永ヒ素ミルク事件の被害者たちが適切な回答、アドバイスを受けることができず、被害が拡大してしまったことを「被害者は二度殺される。」と表現したとおり、万一、本件電話相談窓口で誤った回答、アドバイ

スを行った場合、被害を拡大してしまう。ついては、

1 旧統一教会問題に限らず、法テラスにおいては、弁護士ではなく、法テラスの職員が法律相談に応じているのか。そうであれば、法テラスは弁護士法第七十二条に違反しているのではないのか。

岸田総理は、今月三日、所信表明演説において「法律の専門家による支援体制を充実強化する」と述べたが、法テラスの職員は「法律の専門家」ではない。総理の説明は実際と異なるのではないのか。

2 誰が本件電話相談窓口の相談員をしているのか。

3 その相談員は、どのような基準で、どのようにに（例えば、どこの府省から）選任されたのか。

4 相談員らが適切なアドバイスを行えるよう、電話相談を担当するに先立って研修等を実施しているのか。

葉梨康弘法務大臣は「事前に研修は実施していない。その代わり、毎日、反省会を開いている。」と述べているが、事実か。事実であれば、相談者らは「練習台」にされているのではないのか。相談員らにとっては毎日の繰り返しかもしれないが、薬にもするがような思いで本件電話相談窓口に電話を架けてきた被害者らと思うならば、決して失敗の許されない「二発勝負」のはずである。相談に先立って専門的な研修を実施しなかったことは大きなミスではないのか。

5 相談員らが旧統一教会問題に関する専門的知識を有しないため、直ちに適切な回答やアドバイスを行うことができず、いわゆる「たらい回し」は生じていないのか。一記載の千六百七十四件の相談のうち、相談員が直ちに答えることができず、他の相談窓口や他の機関を紹介した事案は何件あったのか。

6 岸田総理は、今月十七日、衆議院予算委員会において、「法テラスに旧統一教会に関する被害相談の対応を行う専門部署を設ける。」と述べたが、この専門部署と本件電話相談窓口は別個のものか。

また右専門部署は全国の法テラス全てに設置されるのか。

そして、専門部署において被害相談に応じる者は誰か。やはり唐澤参事官の言うとおり法テラスの職員か。

7 旧統一教会の関係者から各地の消費者センターへ旧統一教会問題の相談件数の問合せがあるのか。

8 旧統一教会の関係者が相談員に潜り込まずに、相談員が旧統一教会の信者か否か、チェックしているか。

四 本件電話相談窓口における相談内容や回答例は集約されて、今後の被害救済等に利用されるのか。あるいは「聞き放し」、「言い放し」でお仕舞いにするのか。前者であれば、どこで、誰が、どのように集約して、どのように利用するのか。

右質問する。

衆議院議員前川清成君提出旧統一教会問題についての合同電話相談窓口に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員前川清成君提出旧統一教会問題についての合同電話相談窓口に関する質問に対する答弁書

一について

葉梨法務大臣は、令和四年九月二日、閣議後記者会見において、報道機関に対し、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）において御指摘の「合同電話相談窓口」（以下「本件窓口」という。）を同月五日から開始することを決定した旨公表した。関係各省庁や関係機関は、ホームページやSNS等を用いて、本件窓口の開設、電話番号等を広報した。

また、同大臣は、本件窓口の開始日である同日、本件窓口の活動状況を視察した上、報道機関の取材に応じ、本件窓口の運用開始を広報した。

二について

本件窓口については、その電話相談を行っている場所、電話回線の本数、相談に対応する者の人数等を明らかにすることによって、訪問者への対応や妨害行為への対策が必要となり、電話相談業務に支障が生じるおそれがあることから、お尋ねのような相談体制を推知させる事柄について、お答えを差し控えているものである。

また、御指摘の法務省人権擁護局参事官が出席した「日本維新の会政務調査会のヒアリング」が開催されたのは、令和四年九月十二日ではなく、同月二十一日と承知しているが、同参事官

内閣衆質二一〇第一五号
令和四年十月二十八日
内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿

は、本件窓口の相談に対応する者の人数等を問われた際、同様の理由から、お答えを差し控えたものである。

三の1について

日本司法支援センターにおいては、同センターの職員であるか否かを問わず、弁護士又は司法書士の資格を有する者以外の者が法律相談を実施することはない。

また、岸田内閣総理大臣が、令和四年十月三日に所信表明演説においてした御指摘の発言の趣旨は、同年九月五日から同月二十二日までの間、本件窓口に寄せられた相談の状況を分析したところ、金銭的トラブルに関する相談が多数を占め、法的に複雑な問題が多く含まれていたことから、法律専門家による助力が不可欠であると考えられたため、その後の方針として同センターに対応部署を新設するなど「法律の専門家による支援体制を充実強化すること」を示したものである。

三の2から4までについて

本件窓口において電話相談業務に対応している者は、関係各省庁や関係機関から同業務にふさわしい者として派遣された者であり、これらの者には同業務に必要な知見を共有してその業務に当たらせている。

また、お尋ねの葉梨法務大臣の発言が、いずれの発言を指すのか明らかではないため、同大臣の発言に係るお尋ねにお答えすることは困難である。

三の5について

お尋ねの「いわゆる「たらい回し」や「相談員が直ちに答えることができず、他の相談窓口や他の機関を紹介した事案」の意味するところが

明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、本件窓口の役割は、相談者の悩みを良く聞き、その悩みの内容に適した専門的な相談窓口につなぐことである。

三の6について

御指摘の「専門部署」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三の7について

地方公共団体の消費生活センターにおいて、宗教法人世界平和統一家庭連合（以下「旧統一教会」という。）の関係者から旧統一教会に関する相談件数の問合せを受けた事例があることは承知している。

三の8について

お尋ねの「チェック」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

連絡会議は、令和四年九月三十日、第二回会議において、同月五日から同月二十二日までの間に本件窓口に寄せられた相談の状況について分析し、これを踏まえてその後の各種施策について取りまとめ公表し、実施している。

令和四年十月十九日提出
質問 第一六号

司法試験予備試験に関する質問主意書

提出者 前川 清成

司法試験予備試験に関する質問主意書

司法制度改革において、法科大学院が設置され、法科大学院を修了することが司法試験の受験資格とされたが（司法試験法第四条第一項第一

号）、法科大学院の高額な学費を負担することができない者に対しても司法試験の受験機会を奪ってはならず、よって、司法試験予備試験（以下、予備試験という）が設けられた。

そして司法試験法第五条第一項は、予備試験につき、法科大学院修了者と「同等」の学識、応用力、基礎的素養（以下、学力等という）の有無を判定する試験であると定めているものの、令和四年度においても、予備試験合格者の司法試験最終合格率は九十七・五三パーセントにも達するにもかかわらず、法科大学院修了者の司法試験最終合格率は三十七・六五パーセントに過ぎない。もし予備試験が法科大学院修了者と「同等」の学力等を判定する試験として運用されているのなら、予備試験合格者と法科大学院修了者の司法試験最終合格率も「同等」のはずである。予備試験合格者の司法試験最終合格率が法科大学院修了者の司法試験最終合格率に比して著しく高いことは令和四年度に限られたことではない。新司法試験がスタートして以来、一貫して、予備試験合格者の司法試験最終合格率は、法科大学院修了者の司法試験最終合格率に比して遙かに高い。したがって、令和四年度においても、それ以前においても、予備試験は法科大学院修了者と「同等」の学力等を判定する試験として運用されておらず、結果として経済的に困難な状況に置かれた法曹志願者に対して「狭き門を強いており、極めて不公平、不公平である。よって、以下のとおり質問する。

一 司法試験委員会及び予備試験審査委員は、予備試験の運用について、上記のとおり司法試験法に違反しているのは何故か。司法試験委員会委員や予備試験審査委員のうち多くが法科大学院を設置する大学の関係者であるために、法科

大学院の存続のために予備試験の合格水準を引き上げているからではないか。

二 司法試験委員会が長年司法試験法に違反しているにもかかわらず、政府は何故放置したままか。政府は、司法試験委員会に対して、司法試験法違反の責任を問うべきではないか。

三 予備試験合格者の司法試験最終合格率が、法科大学院修了者の司法試験最終合格率に比して著しく高いことに関して、古川楨久法務大臣（当時）は、令和四年三月九日、衆議院法務委員会において「法科大学院修了資格者と予備試験合格資格者との司法試験の合格率に大変な差がある」というのは、これは事実でございします。」と述べた上で（ラインは質問者、「法科大学院の修了者の司法試験の合格率を上げていくような努力、取組をするのが、それによって両者の合格率を均衡させるということを図ることが私は前向きな、生産的なアプローチだというふうに考えております。」と述べている。しかし、古川大臣の方針のとおり、法科大学院修了者の司法試験最終合格率が予備試験合格者の司法試験最終合格率に均衡する、すなわちほぼ百パーセントに引き上げられたなら、一方においては、司法試験はもはや「試験」とは言えなくなり、今以上に弁護士、裁判官、検察官の学力等の低下が避けられない。他方、令和四年度の法科大学院の入学定員は約二千二百名であり、予備試験合格者は令和四年は三百九十五名、令和三年は四百六十七名、令和二年は四百四十二名であるから、結局、司法試験最終合格者は合計二千七百名程度に増加して、令和四年度の司法試験最終合格者数に比して倍増してしまう。よって、

1 古川大臣のいう「法科大学院の修了者の司

令和四年十一月一日 衆議院会議録第五号 議長の報告

法試験の合格率を上げて、それによって予備試験合格者の合格率と均衡させる」のは政府の方針に相違ないのか、あるいは古川大臣個人の見解か。

2 政府の方針であるならば、政府は司法試験最終合格者の大量増員を意図しているのか。

3 司法試験最終合格者の大量増員を意図している場合、それによる「質」の低下にどう対応するか。

四 司法制度改革は「プロセスとしての法曹養成」を意図したものの、予備試験合格者の司法試験最終合格率と法科大学院修了者の司法試験最終合格率の大差に鑑みても、その破綻は明らかであり、法科大学院への「優遇」と法科大学院の「延命措置」を止めるべきではないのか。右質問する。

内閣衆質二一〇第一六号
令和四年十月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員前川清成君提出司法試験予備試験に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員前川清成君提出司法試験予備試験に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

お尋ねの「予備試験の運用」が「司法試験法に違反している」ことの具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、司法試験予備試験については、司法試験委員会において、実際の試験結果に基づき、法科大学院修了者と同等の学識等を有するかどうかを判定するという観

点から適切に合格者が決定されていると認識している。

三の1について

御指摘の古川積久法務大臣(当時)の答弁は、「規制改革推進のための三か年計画(再改定)」(平成二十一年三月三十一日閣議決定)において、「予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させる」とされていることを踏まえたものである。

三の2及び3について

お尋ねの「司法試験最終合格者の大量増員」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、関係閣僚で構成する法曹養成制度改革推進会議において平成二十七年六月三十日に決定した「法曹養成制度改革の更なる推進について」においては、「今後の法曹人口の在り方」について、「新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも千八百人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、千五百人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにこどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後より多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。」などとしており、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの方針に沿って必要な取組を進めることとしている。

四について

御指摘の「その破綻は明らかであり」並びにお尋ねの「法科大学院への「優遇」及び「法科大学院の「延命措置」」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、法科大学院における教育の充実を図るため、法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第四十四号)による改正後の法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第三十九号)の趣旨を踏まえ、法曹養成制度改革を着実に実施しているところである。

令和四年十月十九日提出
質問 第一七号

ウイグル人強制労働に関する質問主意書

提出者 松原 仁

ウイグル人強制労働に関する質問主意書

国際連合人権理事会の小保方智也特別報告者(現代的形態の奴隷制担当)は、本年七月十九日付の報告書の中で、「本職は、中華人民共和国(中国)新疆ウイグル自治区において、ウイグル人やカザフ人、その他の少数民族による強制労働が、農業や製造業といった産業分野において行われていると結論付けることは妥当と考える」「過度の監視、虐待的な生活環境及び労働環境、拘禁による行動制限、脅迫、肉体的・性的暴力及びその他の非人間的又は屈辱的な扱いを含む、被害を受けた労働者が強制労働中に行使された実力の態様や程度を考えると、幾つかの事案は、人道に対する罪としての奴隷化に相当する可能性があり、さら

なる独立した分析に値する」と述べた。小保方特別報告者の衝撃的な報告は、世界各国で広く報道された。

令和三年二月二十六日に開催された衆議院予算委員会第三分科会で、中国におけるウイグル人の強制労働に関する本職の質問に対して茂木敏充外務大臣(当時)は、「松原委員、これからの時代、例えば一つの製品、これを購入するにしても、単にその製品がいいか悪いかだけではなくて、どういうプロセスを通じてその製品が作られたか、また、そこにどんな原材料が使われているか、人権であつたり気候変動、普遍的な価値、こういったものに基づいた企業行動が取られているか、極めて重要な視点になってくるのは間違いないと思っております。」と答弁した。

そこでお尋ねするが、日本企業が海外で強制労働等の人権侵害に関与することを防止するため、また、強制労働によつて生産された製品が我が国に輸入される事態を阻止するため、政府はいかなる実効性ある施策を講じたか。

右質問する。

内閣衆質二一〇第一七号
令和四年十月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員松原仁君提出ウイグル人強制労働に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出ウイグル人強制労働に関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、令和二年十月十六日に「ビ

ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議において、「ビジネスと人権」に関する行動計画(二千二十一―二千二十五)を策定し、企業に対し人権尊重のための取組への期待を表明し、令和四年九月十三日に「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」において、日本で事業活動を行う企業による国内外のサプライチェーン等における人権尊重の取組を促進するための「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定し、周知に努めてきたところである。

令和四年十月十九日提出
質問 第一八号

不動産を取得した外国法人の実質的支配者情報の収集に関する質問主意書

提出者 松原 仁

不動産を取得した外国法人の実質的支配者情報の収集に関する質問主意書

英国は本年八月一日、二千二十二年経済犯罪(透明性及び執行)法の規定に基づく新たな外国法人登記制度を施行させた。イングランド及びウェールズでは、平成十一年以降に不動産を取得して保有する外国法人は、基本的に英国の法人登記所での登記を義務付けられ、実質的支配者情報の申請を求められることとなった。登記懈怠や虚偽申請に罰則が定められている他、未登記の外国法人は令和五年二月以降に不動産の移転登記を行えなくなったことで、実効性が担保されている。英国の専門家によれば、対ロシア制裁を効果的に実施する必要が生じ、同制度の施行が早まったことである。

一方、本邦で不動産を取得した外国法人の実質的支配者情報の収集体制は、大きな問題があると言わざるを得ない。本職が、本年三月三十日に開かれた衆議院外務委員会で指摘したように、不動産を取得した外国法人は、公的機関に実質的支配者を報告する義務を課されていない。

本年の外交青書が述べたように、我が国の周辺には、強大な軍事力を有する国家が集中し、軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化が顕著となっており、我が国を取り巻く安全保障環境は格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している。

そこで、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の規定に基づく経済制裁措置を、抑止力として積極的に活用すべきと考える。我が国に対して武力による威嚇又は武力の行使を行うおとする国の政府高官等が、我が国に保有するいわゆる隠し財産を把握しておけば、不法な行動を思いとどまらせる抑止力になり得る。また、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和三年法律第八十四号)の規定に基づく調査を実施するためには、土地等を所有する法人の実質的支配者情報が必要となる。さらに、中華人民共和国が近年、海外の港湾施設を支配下に収める目的で組織的な投融資活動を行っている度々指摘されていることから、対内直接投資の実態を把握できるようにする必要がある。外国法人の実質的支配者情報の収集は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の観点ばかりでなく、我が国の平和及び安全の維持のためにも、極めて重要といえる。

それらを踏まえ、以下、質問する。

一 我が国は現在、ウラジミール・プーチン大統領やセルゲイ・ラブロフ外務大臣を含む多数のロシア連邦の団体及び個人を、資産凍結等の措置の対象として指定している。本年二月二十四日以降、資産凍結対象のロシア連邦の団体又は個人が所有等しているとして、資本取引を行うことについて許可を受ける義務を課した不動産は、土地・建物それぞれ何個あるか。また、凍結した不動産の市価の合計は、凡そ幾らくらいか。政府の把握しているところを述べられたい。

二 金融活動作業部会の「FATF勧告」は、マネー・ローンダリング又はテロ資金供与のための法人の悪用を防止するため、各国は法人の実質的支配者情報について、どのようにせよと勧告しているか。政府の把握しているところを述べられたい。

三 金融活動作業部会の第四次対日相互審査報告書(令和三年八月三十日公表)は、法人の透明性と実質的支配者情報に関して、課題を指摘したか。指摘したとするなら、どのような指摘であったか。

四 現行、株式会社(特例有限会社を含む)、一般社団法人及び一般財団法人を設立する際、公証人による定款認証がなされる際、「実質的支配者となるべき者の申告書(又はその写し)」の提出が求められているが、「FATF勧告」や第四次対日相互審査報告書の趣旨から十分な法人の実質的支配者把握がなされていると、政府として認識しているか。また、十分でない認識している場合、今後、どのように法人の実質的支配者把握を進めていく予定であるか。政府の見

解如何。

五 英国の二千二十二年経済犯罪(透明性及び執行)法は、英国で不動産を取得した外国法人に対して、基本的に毎年、実質的支配者を含む法人登記を更新することを求めている。一方、我が国の宅地建物取引業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の規定に基づき、取引を行う顧客等が法人である場合において、実質的支配者等の確認を行うことを義務付けられているが、取引が終了した後は、当然のことながら、実質的支配者の変更を確認することを求められていない。そのため、外国法人の実質的支配者の変更による不動産の実質的な所有権移転があった場合に、これを把握することは極めて困難である。不動産の登記名義人となっているいわゆるペーパーカンパニーを売買することで、実質的支配者情報を開示することなく、かつ所有権移転登記を伴わず、巨額の資産を移転できることが、マネー・ローンダリング又はテロ資金供与のため悪用される危険性があると考えるが、政府の見解如何。

六 不動産を取得した外国法人に対して、実質的支配者及びその変更の報告を義務付け、報告懈怠や虚偽報告に厳しい罰則を定めるべきと考えるが、政府の見解如何。

内閣衆質二一〇第一八号

令和四年十月二十八日

衆議院議長 細田 博之殿
内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議員松原仁君提出不動産を取得した外国法人の実質的支配者情報の収集に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出不動産を取得した外国法人の実質的支配者情報の収集に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「資本取引を行うことについて許可を受ける義務を課した不動産及び凍結した不動産」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について

三十七の国及び地域並びに二つの国際的な機関が参加するマネー・ロンダリング等に関する金融活動作業部会(以下「FATF」という)のマネー・ロンダリングに関する勧告においては、お尋ねの「法人の実質的支配者情報」について、「各国は、権限ある当局が、適時に、法人の受益所有及び支配について、十分に、正確なかつ時宜を得た情報を入手することができ、又はそのような情報にアクセスできることを確保すべきである。」(仮訳)とされている。

三について

FATFが令和三年八月に公表した対日相互審査の評価において、我が国のマネー・ロンダリング対策等は、全体として成果を上げていると評価された一方で、法人制度が悪用されることの防止等について優先的に取り組む必要がある旨の指摘を受けた。具体的には、例えば、「法人について、正確かつ最新の実質的支配者情報はまだ一様に得られていない。」(仮訳)とさ

れたところである。

四について

お尋ねの「FATF勧告」や第四次対日相互審査報告書の趣旨の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、政府としては、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」(令和四年五月十九日マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議決定)に基づき、令和四年一月に運用が開始された実質的支配者リスト制度の利用促進を図るとともに、法人の実質的支配者情報の一元的、継続的かつ正確な把握を可能とする枠組みに関する制度整備に向けた検討を進めることとしている。

五及び六について

御指摘の「外国法人の実質的支配者の変更による不動産の実質的な所有権移転があった場合」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、国際的な議論においては、各国に対して、法人の透明性を向上させ、法人制度が悪用されることを防止する観点から、法人の実質的支配者情報を把握する制度の構築が求められているものと認識しており、政府としては、四について述べたとおり、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」に基づき、令和四年一月に運用が開始された実質的支配者リスト制度の利用促進を図るとともに、法人の実質的支配者情報の一元的、継続的かつ正確な把握を可能とする枠組みに関する制度整備に向けた検討を進めることとしている。

令和四年十月十九日提出
質問 第一九号

核実験を行う金正恩委員長への経済制裁措置に関する質問主意書

提出者 松原 仁

核実験を行う金正恩委員長への経済制裁措置に関する質問主意書

林芳正外務大臣は、本年四月十三日に開かれた衆議院外務委員会において、本職の質問に対し

て、「金正恩委員長は朝鮮労働党の首班である総書記でありまして、同委員長は、国務委員長、また軍の最高司令官、これを兼ねているものと承知をしております。北朝鮮の意思決定過程等について、我が国として確定的にお答えする立場にはございませんが、先ほど申し上げたような点を踏まえれば、金正恩委員長は、北朝鮮の最高指導者であり、最も重要な意思決定を行っているものと考えられます。」と答弁した。

それを踏まえてお尋ねする。
一 北朝鮮による核実験は、北朝鮮にとって最も重要な意思決定の一つであることは明らかだが、政府は金正恩委員長が決定していると考えるか。

二 我が国は、北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与しているとして、中華人民共和国国籍やロシア国籍の者を含む多数の個人及び団体に対して、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)に基づく経済制裁措置を実施している。しかしながら、対象者に金正恩委員長は含まれておらず、北朝鮮に誤ったメッセージを送ってしまっている。本

職が本年三月四日、九日、三十日及び四月十三日に開かれた衆議院外務委員会でも求めたように、金正恩委員長に対して直ちに経済制裁措置を実施すべきと考えますが、政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質二一〇第一九号
令和四年十月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員松原仁君提出核実験を行う金正恩委員長への経済制裁措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出核実験を行う金正恩委員長への経済制裁措置に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、北朝鮮の意思決定過程等については、令和四年四月十三日の衆議院外務委員会において、林外務大臣が「金正恩委員長は朝鮮労働党の首班である総書記でありまして、同委員長は、国務委員長、また軍の最高司令官、これを兼ねているものと承知をしております。北朝鮮の意思決定過程等について、我が国として確定的にお答えする立場にはございませんが、先ほど申し上げたような点を踏まえれば、金正恩委員長は、北朝鮮の最高指導者であり、最も重要な意思決定を行っているものと考えられます。」と答弁しているところである。

二について

お尋ねについては、今後の対応に支障を来す

おそれがあることから、お答えすることは差し控えた。

令和四年十月十九日提出
質問 第二〇号

産科医療補償制度における補償対象外となつた脳性麻痺児の救済に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

産科医療補償制度における補償対象外となつた脳性麻痺児の救済に関する質問主意書

産科医療補償制度は安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、二〇〇九年一月に創設され、日本医療機能評価機構(以下「機構」)に運営組織が置かれ、制度が始まった。

大きな柱は(一)重度の脳性麻痺で生まれた児に対し、過失の有無にかかわらず三千万円の補償をする、(二)脳性麻痺の原因分析を行い、報告書を提供する、(三)情報分析に基づく再発防止の提言等により産科医療の質の向上を目指す、とされている。

以降、補償実績と検証が蓄積される中、順次見直しの必要性が生じ、二〇一五年と二〇二二年に改定が行われている。特に二〇二二年改定(以下「二二年改定」)に当たっては、二〇一八年七月二十五日に産科医療補償制度運営委員会委員長より厚生労働省医政局長に対し、「補償対象基準の見直しに関する要望書」(以下「要望書」)が提出された。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 制度の見直しの主体について
二〇一五年改定(以下「一五年改定」)に先立ち、二〇一四年一月二十日に開催された第七十

三回社会保障審議会医療保険部会において、「日本医療機能評価機構ではなく、所管部門である医政局、厚生労働省に検討のワーキングチームをつくるべき」という旨の提案がなされ、「今後は国の検討組織で議論をする」旨、取りまとめられた経緯がある。そのため機構の要望書は「国において本制度の見直しに関する検討を早急に行うことを強く要望する」と結んでいる。

1 この要望書に対して厚生労働省はどのように対応したのか。厚生労働省における検討の経緯を示されたい。

2 二二年改定に当たっても、厚生労働省は省内に会議体を設置せず、機構の中に有識者や医療関係団体、保険者等の関係者による検討会を設置させ、前回と同じく社会保障審議会医療保険部会に検討結果を報告させたのみであり、何ら主體的な議論を行っていない。これは社会保障審議会医療保険部会の議論を無視したばかりか、所管省庁としての責務を果たしていないのではないか。政府の見解を示されたい。

3 産科医療補償制度は単に産科医不足の解消や訴訟回避だけが目的ではない。産科医療の質の向上はもちろん、周産期医療の体制整備、不幸にして障害を負った児の療育の在り方をも視野に入れ、安心して妊娠・出産できる環境づくりに寄与するものであると理解している。直接の所管部署は医政局のはずであるが、制度の見直しに当たって、局長あてに要望書が出されているにもかかわらず、何ら主體的関与を行っていないのはなぜか。

二 補償対象外とされた児の救済について

従来、二〇一五～二〇二一年生まれは、「在胎週数二十八～三十一週で生まれた児」または「三十二週以上生まれで且つ体重が千四百g未満の児」、二〇〇九～二〇一四年生まれは、「在胎週数二十八～三十二週で生まれた児」または「三十三週以上生まれで且つ体重が二千g未満の児」については、未熟児性脳性麻痺の可能性から、個別審査が行われ、分娩中に低酸素状態にあったことが確認できない場合は補償対象外とされたが、機構において、二〇〇九年から二〇一四年までに生まれた児の審査実績を分析したところ、個別審査で補償対象外が約五十%あり、また、個別審査で補償対象外とされた児の約九十九%で「分娩に関する事象」または「帝王切開」が認められ、医学的には「分娩に関連する脳性麻痺」と考えられる事案でありながら補償対象外となっていたことが報告された。

これを受けた二二年改定により補償対象基準が見直され、同年一月以降に生まれた児より「在胎週数二十八週以上。低酸素状況を要件とした個別審査廃止」とされた経緯がある。(二〇二〇年十二月四日産科医療補償制度の見直しに関する報告書)

1 第六十九回社会保障審議会医療保険部会(二〇一三年)に機構から提出された資料は、二〇〇九年当時から在胎週数二十八週以降の早産児における脳性麻痺の発生率が顕著に減少していることを示している。つまり当時から医療水準は十分高かったものであり、当時から脳性麻痺の原因は未熟性ではないという知見があった。しかし、補償申請期限は満五歳の誕生日であるため、二〇〇九年生まれの児

は二〇一五年まで補償対象者が確定しないことから一五年改定の際には、確定実績に基づく検証はできなかったのである。

実績が十分積みあがった二二年改定において、個別審査の基準には医学的合理性がないとして上記の見直しが行われたが、制度開始から現在までに、新基準に照らして補償の対象となりうる対象者はどのくらいいるのか。政府の把握しているところを示されたい。

2 これらの児は、当初の補償基準に「医学的合理性がない」として、厚生労働省がいわば瑕疵を認めた個別審査によって補償の対象外とされたのである。ならば何らかの救済措置を講じるべきではないか。例えば、個別審査された結果、補償対象外となった児に対して、再審査請求を可能とするような救済制度を設け、二〇二二年出生児と同条件で再審査すべきと考えるがどうか。

3 二〇二二年五月三十日、参議院予算委員会において、岸田総理は自見はな子議員に対する答弁で、「医療保険者が実質的に掛金を全て負担するこの民間の保険制度において保険契約を事後に遡及することは是非については、運営組織と医療保険者との協議によって定められる」と述べているが、分娩の当事者である母親も本来受け取るべき出産一時金から保険料を拠出している仕組みであり、ステークホルダーである。運営組織と医療保険者だけでなく、医療関係団体、患者団体等との協議を作り、厚生労働省医政局が主導して救済の在り方を議論すべきと考えるがどうか。

4 二〇〇九～二〇二一年生まれの児で、個別

審査で対象外とされた児たちは、原因分析すら対象外とされ、いまだに脳性麻痺の発症原因はわからないままである。しかし、低酸素状況以外の原因による分娩事故であった可能性が否定できない以上、改めて原因分析を行うべきであると考えらるがどうか。

5 二二年改定に向けた制度の見直しの過程において、本制度の剰余金の使途を検討するに当たって、これを将来の掛金に充てるという方針以外に、剰余金を用いて過去に個別審査で補償対象外とされた児に対して何らかの経済的援助を新たに行うことの可否に関して審議ないしは意見交換が行われたか否かを明らかにされた。行われたのであれば、その具体的内容(審議の時期、会合名、発言者、発言内容等)を明らかにされたい。

三 分娩事故の実態について
1 制度開始時から現在までに原因分析報告書の送付件数は何件か。またそのうち訴訟提起件数、訴外の賠償交渉は何件あったか。さらに医療側の過失が認められた場合は医師賠償責任保険等に求償する仕組みであるが、制度開始から現在まで、当該件数は何件あったのか。政府の把握しているところを示されたい。

2 二〇一三年五月、原因分析委員会における調査の結果、脳性麻痺を発症した百八十八件の事案のうち陣痛促進剤を使用したケース五十六件の七十七%に当たる四十三件で、日本産婦人科学会が設けた使用基準を逸脱していたことが判明している。このことは厳格に使用基準を守ることで防止できる重度の脳性麻痺がまだあることを示している。

・産科医療補償制度は医療における無過失補償制度のさきがけであり、産科以外にも制度の拡大を目指すのであれば、医療者と患者の信頼関係を損ねかねない事案は厳正に対処すべきである。厚生労働省はこれらの事案にどのように対応したのか。

内閣衆質二一〇第二〇号
令和四年十月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員阿部知子君提出産科医療補償制度における補償対象外となった脳性麻痺児の救済に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出産科医療補償制度における補償対象外となった脳性麻痺児の救済に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の「要望書」を踏まえ、厚生労働省においては、令和二年二月に「産科医療補償制度の見直しに関する検討について」令和二年二月四日付け厚生労働省医政局総務課医療安全推進室及び保険局保険課事務連絡」を发出し、産科医療補償制度の運営組織である公益財団法人日本医療機能評価機構(以下「機構」という。)の理事長に対して、同制度の実績について検証を行うとともに、同制度の見直しに関する検討を進めることを依頼し、当該検討の結果を踏まえて、社会保障審議会医療保険部会において審議を行い、二二年改定を行ったところである。

一の2及び3について

産科医療補償制度の見直しに当たっては、同制度が、公正中立な運営を行う観点から、機構において医療関係団体、患者団体、保険者等の関係者の意見を踏まえて制度の検討を行い、学識経験者や医療保険者等による審議を経て定められた補償対象基準や掛金を踏まえて保険契約を締結して実施されていることに鑑み、機構において関係者の意見を踏まえて制度の見直しに関する検討を進め、厚生労働省において、当該検討の結果を踏まえた対応を行うこととしたものであるため、「所管省庁としての責務を果たしていない」及び「何ら主體的関与を行っていない」との御指摘は当たらない。

二の1について

お尋ねの「制度開始から現在までに、新基準に照らして補償の対象となりうる対象者」の数については、政府として把握していない。

二の2について

健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第三十六条第一号に定める厚生労働省令で定める基準については、機構が設置する産科医療補償制度運営委員会及び産科医療補償制度の見直しに関する検討会において、その時点の医学的知見や医療水準を踏まえ、学識経験者や医療保険者等による検討が行われ、当該検討の結果を踏まえて社会保障審議会医療保険部会における審議を経て定められているところであり、その時点における適切な基準を設定していると考えている。

その上で、産科医療補償制度は、機構と保険会社が保険契約を締結し、医療保険者が実質的に掛金を全て負担する形で実施されており、お

尋ねの「救済措置」については、学識経験者や医療保険者等による審議を経て定められた補償対象基準や掛金を踏まえて締結された保険契約に定められていないため、現状においては困難であると考えている。

二の3について

産科医療補償制度については、機構と保険会社が保険契約を締結し、医療保険者が実質的に掛金を全て負担する形で実施されており、その保険契約の内容については、学識経験者や医療保険者等による審議を経て定められた補償対象基準等を踏まえ、機構と保険会社において定められるべきものであると考えている。また、御指摘の「医療関係団体、患者団体等」については、機構における産科医療補償制度運営委員会等に参画しているものと承知しており、「分娩の当事者である母親」に対しては、同制度の仕組みやこれまでの見直しの内容等について機構から丁寧に説明することが重要であると考えている。

二の4について

産科医療補償制度は、分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供すること等により、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的としており、その時点の医学的知見や医療水準を踏まえ、その時点における適切な基準に照らし、分娩に係る医療事故と認められるもの起因する一定の障害等の状態となった出生者等に対して、補償を行っているところであり、御指摘の二〇〇九〜二〇二一年生まれの児で、個

別審査で対象外とされた児たちは、分娩に係る医療事故による脳性麻痺と認められないことから補償の対象外となった者であることから、改めて同制度において原因分析を行うことは考えていない。

二の5について

お尋ねの「剰余金を用いて過去に個別審査で補償対象外とされた児に対して何らかの経済的援助を新たに行うことの要否」について、社会保障審議会医療保険部会において審議及び意見交換は行っており、機構においても審議及び意見交換は行われていないと承知している。

三の1について

お尋ねの「原因分析報告書の送付件数」については、機構において令和元年八月七日に開催された第四十一回産科医療補償制度運営委員会及び令和四年七月六日に開催された第四十七回産科医療補償制度運営委員会の資料によれば、制度開始から令和三年度末までの間における原因分析報告書の送付件数は三千百八十七件である。また、令和四年一月十九日に開催された第四十六回産科医療補償制度運営委員会の資料によれば、制度開始から令和三年十一月末までの間における原因分析報告書の送付件数のうち「訴訟提起件数」は二十五件、「訴外の賠償交渉」の件数は三十三件であり、「医師賠償責任保険等に求償」した件数については、政府として把握していない。

三の2について

御指摘の「原因分析委員会における調査」において判明した事案への対応については、機構の産科医療補償制度再発防止委員会が平成二十五年五月に作成した「第三回産科医療補償制度再

発防止に関する報告書」において、子宮収縮薬の使用に当たっては、「インフォームドコンセントを得た上で、用法・用量を守り適正に使用する」こと等が重要であるとされており、厚生労働省においては、同報告書について、都道府県等に対し、医療機関等への周知を依頼している。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和四年十月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二十四条の二第二項中「十四万二千百円」を「十四万六千円」に改める。

第二十五条第二項中「十一万七千円」を「十二万二百円」に改め、同条第三項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二十五条の二第二項中「十万三千七百円」を「十万六千九百円」に改め、同条第三項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 国防教育官俸給表(第四条―第五条関係)

職員の区分	職務の級		1		2	
	職務の級	俸	俸	給 月 額	俸	給 月 額
1	1	俸	俸	207,400 円	俸	332,200 円
	2	俸	俸	209,100	俸	334,400
	3	俸	俸	210,700	俸	336,500
	4	俸	俸	212,400	俸	338,500
5	5	俸	俸	214,200	俸	340,600
	6	俸	俸	215,800	俸	342,400
	7	俸	俸	217,500	俸	344,200
	8	俸	俸	219,100	俸	345,800
9	9	俸	俸	220,900	俸	347,500
	10	俸	俸	222,800	俸	349,600
	11	俸	俸	224,700	俸	351,700
	12	俸	俸	226,600	俸	353,800
13	13	俸	俸	228,100	俸	355,900
	14	俸	俸	230,100	俸	357,900
	15	俸	俸	232,100	俸	359,900
	16	俸	俸	234,100	俸	361,900
17	17	俸	俸	235,900	俸	363,500
	18	俸	俸	238,600	俸	365,400
	19	俸	俸	241,300	俸	367,200
	20	俸	俸	244,000	俸	369,200
21	21	俸	俸	246,600	俸	370,800
	22	俸	俸	249,400	俸	372,700
	23	俸	俸	252,000	俸	374,500
	24	俸	俸	254,700	俸	376,400
25	25	俸	俸	257,000	俸	377,700
	26	俸	俸	259,400	俸	379,500

27	261,900	381,300	57	324,200	429,100
28	264,100	383,200	58	326,300	430,600
29	266,600	385,000	59	328,400	431,800
30	268,900	386,900	60	330,400	433,000
31	271,100	388,800	61	332,500	434,200
32	273,200	390,800	62	334,600	435,500
33	275,300	392,500	63	336,800	436,800
34	277,500	394,200	64	339,000	438,000
35	279,600	395,800	65	340,700	439,200
36	281,500	397,600	66	342,900	440,400
37	283,800	398,800	67	344,900	441,600
38	285,500	400,300	68	347,100	442,800
39	287,400	401,700	69	348,900	444,000
40	289,200	403,100	70	350,800	445,200
41	290,600	404,800	71	352,800	446,400
42	292,700	406,200	72	354,800	447,600
43	294,700	407,500	73	356,400	448,700
44	296,900	409,000	74	358,300	449,300
45	298,900	410,600	75	360,100	449,800
46	301,300	411,900	76	362,000	450,300
47	303,500	413,400	77	363,800	450,800
48	306,100	415,000	78	365,500	
49	308,300	416,700	79	367,200	
50	310,700	418,100	80	368,800	
51	313,000	419,700	81	370,300	
52	315,200	421,200	82	371,800	
53	317,300	422,900	83	373,300	
54	319,100	424,400	84	374,700	
55	320,700	426,000	85	375,800	
56	322,300	427,600	86	377,200	

再任用職員以外の職員

[illegible]

別表第二 自衛官給与表(第四号、第五号、第六号、第八号、第二十七号の三、第二十八号の三関係)

階級 職員の 区分	陸 海 空	将 将 空	陸 海 空	補 補 空	1 等 等 空	陸 海 空	佐 佐 佐	2等陸生 2等海生 2等空生	3等陸生 3等海生 3等空生	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准 海尉 准空尉	陸 曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士
号	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	706,000	706,000	513,400	462,500	450,200	396,200	347,100	322,500	284,900	259,400	251,600	243,100	236,900	236,800	228,100	206,300	191,900	191,800	184,300	
2	761,000	761,000	516,600	465,500	452,200	398,900	349,500	324,400	286,800	261,400	252,600	245,300	239,100	239,000	230,300	209,300	193,800	193,700	185,500	
3	818,000	818,000	519,800	468,500	454,200	401,600	351,900	326,300	288,700	263,400	253,600	247,500	241,300	241,200	232,500	212,300	195,700	195,600	186,700	
4	895,000	895,000	523,000	471,500	456,200	404,300	354,300	328,200	290,600	265,400	254,600	249,700	243,500	243,400	234,700	215,300	197,600	197,500	187,900	
5	965,000	965,000	526,300	474,600	458,000	406,900	356,700	329,900	292,300	267,500	255,400	251,700	245,500	245,400	236,700	218,100	199,400	199,300	189,100	
6	1,035,000	1,035,000	529,500	477,600	460,000	409,600	359,400	332,300	293,800	269,500	256,400	253,700	247,500	247,400	238,900	220,500	201,100	200,200	190,300	
7	1,107,000	1,107,000	532,000	480,600	462,000	412,300	362,000	334,700	295,300	271,500	257,400	254,700	248,500	248,400	241,100	223,000	202,800	201,100	191,500	
8	1,175,000	1,175,000	535,900	483,600	464,000	415,000	364,400	337,100	296,800	273,500	258,400	255,700	249,500	249,400	243,300	225,500	204,500	202,000	192,700	
9			539,200	486,500	466,000	417,600	367,100	338,600	298,300	275,600	259,400	256,400	250,200	250,100	241,600	227,800	206,000	202,700	193,900	
10			541,700	489,300	467,900	420,300	369,800	341,100	299,600	277,500	261,400	257,400	251,200	251,100	242,600	229,900	208,300	203,700	195,100	
11			544,200	492,100	469,800	423,000	372,500	343,600	301,000	279,400	263,400	259,400	253,200	253,100	244,600	232,000	210,600	204,700	196,300	
12			546,700	494,900	471,700	425,700	375,200	346,100	302,400	281,300	265,400	261,400	255,200	255,100	246,600	234,100	212,900	205,700	197,500	
13			549,100	497,500	473,500	428,400	377,600	348,600	303,600	283,100	267,400	263,400	257,200	257,100	248,600	236,300	215,100	206,700	198,600	
14			550,600	500,100	475,500	430,700	380,100	350,900	305,000	284,500	269,200	265,200	259,000	258,900	250,400	238,200	217,400	207,600	199,700	
15			552,100	502,700	477,500	433,000	382,600	353,200	306,400	285,900	271,100	267,000	260,800	260,700	252,200	240,200	219,700	208,500	200,700	
16			553,600	505,300	479,500	435,300	385,200	355,500	307,700	287,300	273,000	268,900	262,700	262,600	254,100	242,200	222,000	209,400	201,700	
17			555,200	507,900	481,300	437,500	387,500	357,300	308,700	288,700	274,700	270,600	264,400	264,300	255,800	243,800	224,100	210,300	202,700	
18			556,700	510,500	483,200	439,500	389,300	359,600	309,900	290,100	276,200	272,000	265,800	265,700	257,200	245,200	226,100			
19			558,200	513,100	485,100	441,500	392,300	361,900	311,100	291,500	277,700	273,400	267,200	267,100	258,600	246,600	228,100			
20			559,700	515,700	487,000	443,500	394,700	364,000	312,300	292,900	279,200	274,900	268,700	268,600	260,100	248,100	230,100			
21			561,200	518,200	488,900	445,500	396,900	366,100	313,500	294,200	280,600	276,300	270,100	270,000	261,500	249,500	231,900			
22			562,800	520,100	490,500	447,300	399,300	368,500	315,200	295,300	281,800	277,900	271,700	271,600	263,100	251,100	233,600			
23			564,400	522,000	492,100	449,100	401,700	370,900	316,900	296,500	283,100	279,200	273,000	272,900	264,400	252,400	235,400			
24			566,000	523,900	493,700	450,900	404,100	373,300	318,500	297,700	284,400	280,300	274,100	274,000	265,500	253,500	237,200			
25			567,500	525,600	495,100	452,700	406,200	375,600	320,200	298,800	285,500	281,400	275,200	275,100	266,600	254,600	239,500			
26			569,000	526,800	496,500	454,500	408,400	377,900	322,200	299,900	286,700	282,600	276,400	276,300	267,800	255,800	241,300			
27			570,500	528,000	497,900	456,300	410,600	380,200	324,000	301,000	287,800	283,700	277,500	277,400	268,900	257,800	243,300			
28			572,000	529,200	499,300	458,100	412,800	382,500	326,200	302,100	288,900	284,800	278,600	278,500	269,900	259,800	245,300			
29			573,500	530,200	500,600	459,800	414,900	384,500	328,200	303,300	289,700	285,600	279,400	279,300	270,800	260,700	247,700			
30			574,900	531,300	501,400	461,100	417,000	386,700	330,000	304,600	290,700	286,600	280,400	280,300	271,800	261,700	249,700			
31			576,300	532,400	502,200	462,400	419,200	388,900	331,800	305,900	291,700	287,600	281,500	281,400	272,900	262,900	251,700			
32			577,700	533,500	503,000	463,700	421,400	391,200	333,700	307,200	292,700	288,700	282,600	282,500	273,900	264,800	253,700			

官 報 (号 外)

33	578,900	534,500	503,800	464,900	423,300	393,300	335,400	308,400	293,600	293,500	287,400	287,300	282,800	271,000	249,700
34	580,300	535,500	504,600	466,200	425,500	395,400	337,400	310,000	294,600	294,400	288,300	288,200	283,900	272,200	
35	581,700	536,500	505,400	467,500	427,700	397,500	339,400	311,600	295,600	295,300	289,200	289,100	285,000	273,400	
36	583,100	537,500	506,200	468,800	429,900	399,600	341,400	313,200	296,600	296,200	290,100	290,000	286,100	274,600	
37	584,300	538,300	506,800	469,900	431,800	401,500	343,200	314,600	297,600	297,200	291,000	290,900	287,100	275,700	
38	585,500	539,200	507,600	470,700	433,800	403,600	345,000	316,400	298,800	298,400	292,200	292,100	288,000	276,800	
39	586,700	540,100	508,400	471,500	435,800	405,700	346,700	318,200	299,600	299,600	293,400	293,300	288,900	277,900	
40	587,900	541,000	509,200	472,300	437,800	407,900	348,400	320,200	301,200	300,700	294,600	294,500	289,800	278,900	
41	589,000	541,700	509,800	473,100	439,600	409,800	350,100	321,700	302,200	301,500	295,400	295,200	290,800	279,600	
42	590,000	542,600	510,300	473,900	441,500	411,900	352,200	323,500	303,900	303,100	297,000	296,800	291,900	280,600	
43	591,000	543,500	510,800	474,700	443,400	414,000	354,300	325,300	305,600	304,700	298,600	298,400	293,000	281,600	282,600
44	592,000	544,400	511,300	475,500	445,300	416,100	356,400	327,100	307,300	306,300	300,200	300,000	294,100	282,600	
45	592,800	545,100	511,700	476,100	447,100	418,100	358,300	328,900	308,900	307,800	301,700	301,500	294,800	283,500	
46			512,200	476,900	448,700	420,100	360,100	331,000	310,600	309,400	303,300	303,100	296,400	284,500	
47			512,700	477,700	450,300	422,100	361,900	333,100	312,300	311,000	304,900	304,700	298,000	285,500	
48			513,200	478,500	451,900	424,100	363,700	335,200	314,000	312,800	306,700	306,500	299,600	286,500	
49			513,500	479,100	453,500	426,100	365,300	337,100	315,600	314,100	307,900	307,800	301,100	287,400	
50			514,000	479,800	454,700	427,300	367,200	338,800	317,500	315,900	309,700	309,600	302,700	288,400	
51			514,500	480,500	455,900	428,500	369,100	340,500	319,400	317,700	311,500	311,400	304,300	289,400	
52			515,000	481,200	457,100	429,700	371,000	342,300	321,300	319,500	313,300	313,200	305,900	290,400	
53			515,300	481,800	458,400	430,700	372,700	344,100	323,000	321,200	315,100	315,000	307,400	291,200	292,400
54			516,700	482,400	459,600	431,600	374,400	346,000	324,900	316,800	316,800	316,600	309,000	292,400	
55			516,100	483,000	460,800	432,500	376,200	348,000	326,700	318,500	318,500	318,200	310,600	293,600	
56			516,500	483,600	462,000	433,400	378,000	350,000	328,600	320,400	320,200	319,800	312,200	294,800	
57			517,000	484,300	463,100	434,400	379,400	351,700	330,400	321,600	321,200	321,200	313,600	295,900	
58				484,900	464,000	435,400	381,200	353,400	332,200	323,600	323,200	322,800	315,100	297,200	
59				485,500	464,900	436,400	383,100	355,100	333,900	324,700	324,800	324,400	316,600	298,500	
60				486,100	465,800	437,400	385,000	356,800	335,600	326,400	326,400	326,000	318,100	299,800	
61				486,700	466,800	438,200	386,600	358,600	337,400	327,900	327,900	327,500	319,500	300,600	
62				487,200	467,400	439,000	388,400	360,300	339,300	329,800	329,800	329,200	320,800	301,900	
63				487,700	468,000	439,800	390,200	362,000	341,200	338,700	331,700	330,900	322,100	303,200	
64				488,200	468,600	440,600	392,000	363,700	343,100	340,700	333,700	332,700	323,400	304,500	
65				488,700	469,200	441,200	393,500	365,100	345,000	342,200	335,200	334,300	324,700	305,600	308,600
66				489,200	469,700	442,000	395,100	366,800	346,800	343,800	336,800	335,800	326,100	306,600	
67				489,700	470,200	442,800	396,700	368,500	348,600	345,500	338,500	337,400	327,500	307,600	
68				490,200	470,700	443,600	398,300	370,200	350,400	347,200	340,200	339,000	328,900	308,800	
69				490,700	471,200	444,300	399,900	371,700	352,200	348,500	341,500	340,400	330,100	309,600	
70				491,200	471,700	445,100	401,200	373,400	353,800	350,300	343,200	342,100	331,500	310,200	
71				491,700	472,200	445,900	402,500	375,200	355,400	352,100	344,900	343,800	332,900	310,800	
72				492,200	472,700	446,700	403,800	377,000	357,100	353,900	346,600	345,500	334,300	311,400	

官 報 (号 外)

再任職員以上の職員	73					492,700	473,200	447,300	405,000	378,500	358,600	355,500	348,300	347,000	335,600	312,000
	74					493,200	473,700	448,100	406,200	380,300	360,300	357,300	350,000	348,800	337,000	
	75					493,700	474,200	448,900	406,700	382,100	362,000	359,100	351,700	350,600	338,400	
	76					494,200	474,700	449,700	408,600	383,900	363,700	360,900	353,400	352,400	339,800	
	77					494,700	475,200	450,300	409,600	385,700	365,300	362,600	355,200	354,000	341,200	
	78					495,200	475,700	451,000	410,700	387,400	367,000	364,300	356,900	355,600	342,700	
	79					495,700	476,200	451,700	411,800	388,100	368,700	366,000	358,600	357,200	344,200	
	80					496,200	476,700	452,400	412,900	390,800	370,400	367,700	360,300	358,800	345,700	
	81					496,500	477,200	453,000	413,900	392,300	372,100	369,300	361,800	360,500	347,000	
	82						477,700	453,600	414,700	393,800	373,900	370,800	363,400	361,900	348,400	
	83						478,200	454,200	415,500	395,300	375,700	372,300	365,000	363,300	349,800	
	84						478,700	454,800	416,300	396,800	377,500	373,800	366,600	364,700	351,200	
	85						479,200	455,300	416,900	398,400	379,100	375,200	368,000	366,200	352,500	
	86						479,700	455,900	417,700	399,700	380,700	376,600	369,400	367,500	353,800	
	87						480,200	456,500	418,500	401,000	382,300	378,000	370,800	368,800	355,100	
	88						480,700	457,100	419,300	402,300	383,900	379,400	372,200	370,100	356,400	
	89						481,200	457,500	420,000	403,400	385,300	380,800	373,600	371,400	357,600	
	90						481,700	458,000	420,900	404,600	386,800	382,300	375,100	373,000	358,800	
	91						482,200	458,500	421,800	405,800	388,300	383,800	376,600	374,600	360,000	
	92						482,700	459,000	422,700	407,000	389,800	385,300	378,100	376,200	361,200	
	93						483,200	459,500	423,400	408,200	391,400	386,800	379,500	377,600	362,300	
	94						483,700	460,000	424,200	409,100	392,900	388,500	381,100	379,100	363,500	
	95						484,200	460,500	425,000	410,000	394,400	390,200	382,700	380,600	364,700	
	96						484,700	461,000	425,800	410,900	395,900	391,900	384,300	382,100	365,900	
	97						485,200	461,500	426,400	411,800	397,300	393,400	386,000	383,600	367,100	
	98						485,700	462,000	427,100	412,700	398,700	394,700	387,300	384,800	368,100	
	99						486,200	462,500	427,800	413,600	400,100	396,000	388,600	386,000	369,100	
	100						486,700	463,000	428,500	414,500	401,500	397,300	389,900	387,200	370,100	
	101						487,000	463,500	429,200	415,300	402,700	398,500	391,000	388,200	370,900	
	102						487,500	464,000	429,900	416,100	403,700	399,500	392,100	389,000	371,800	
	103						488,000	464,500	430,600	416,900	404,700	400,500	393,200	389,800	372,700	
	104						488,500	465,000	431,300	417,700	405,700	401,500	394,300	390,600	373,600	
	105					488,800		465,500	432,100	418,500	406,500	402,400	395,100	391,300	374,500	
	106							466,000	432,700	419,400	407,500	403,500	396,100	392,100	375,400	
	107							466,500	433,300	420,300	408,500	404,600	397,100	392,900	376,300	
	108							467,000	433,900	421,200	409,500	405,700	398,100	393,700	377,200	
	109							467,300	434,500	421,900	410,400	406,600	399,200	394,500	377,900	
	110							467,800	435,100	422,700	411,300	407,500	400,000	395,300	378,700	
	111							468,300	423,700	423,500	412,200	408,400	400,800	396,100	379,500	
	112							468,800	436,300	424,300	413,100	409,300	401,600	396,900	380,300	

113							469,100	436,800	424,900	414,000	410,300	402,500	397,700	381,200			
114								437,400	425,600	414,900	411,300	403,300	398,500				
115								438,000	426,300	415,800	412,300	404,100	399,300				
116								438,600	427,000	416,700	413,300	404,900	400,100				
117								439,100	427,700	417,500	414,100	405,800	400,900				
118								439,700	428,400	418,300	415,000	406,600	401,700				
119								440,300	429,100	419,100	415,900	407,400	402,500				
120								440,900	429,800	419,900	416,800	408,200	403,300				
121								441,400	430,400	420,700	417,500	409,100	404,100				
122								442,000	431,100	421,500	418,300	409,900	404,900				
123								442,600	431,800	422,300	419,100	410,700	405,700				
124								443,200	432,500	423,100	419,900	411,500	406,500				
125								443,700	433,100	423,700	420,800	412,400	407,300				
126								444,300	433,800	424,400	421,600	413,200	408,200				
127								444,900	434,500	425,100	422,400	414,000	409,100				
128								445,500	435,200	425,800	423,200	414,800	410,000				
129								446,000	435,800	426,600	424,100	415,700	410,700				
130									436,500	427,400	424,900	416,500					
131									437,200	428,200	425,700	417,300					
132									437,900	429,000	426,500	418,100					
133									438,500	429,900	427,400	419,000					
134									439,200	430,700	428,200	419,800					
135									439,900	431,500	429,000	420,600					
136									440,600	432,300	429,800	421,400					
137									441,200		430,600	422,300					
138										433,000	431,400	423,100					
139										434,800	432,200	423,900					
140										435,700	433,000	424,700					
141										436,400	433,800	425,500					
142										437,200	434,600						
143										438,000	435,400						
144										438,800	436,200						
145										439,500	437,000						

備考(一) 統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の二欄又は三欄に定める額の俸給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

例 退職の日に昇任した職員(その者の事情によらないで引き続いて勤続すること困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。)については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

令和四年十一月一日 衆議院會議録第五号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項中「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十五」に改める。

第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(防衛省の職員の給与等に関する法律(以下この項及び次条において「法」という。))第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の法(次条において「新法」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理 由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 俸給月額等の改定

(一) 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生に支給される自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生(以下「学生」という。)に支給される学生手当の月額及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒(以下「生徒」という。)に支給される生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定すること。

(二) 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される令和四年十二月期の期末手当の支給割合を百分の百六十七・五とすること。

(三) 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される令和五年度以降の六月期及び十二月期の期末手当の支給割合をそれぞれ百分の百六十五とすること。

(四) 自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に支給される令和五年度以降の六月期及び十二月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ百分の四十七・五等とすること。

2 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行し、1の(一)の改正後の規定は、令和四年四月一日から適用すること。ただし、1の(三)及び(四)に関する規定は、令和五年四月一日から施行

すること。

(二) その他この法律の施行に関し必要な措置を定めること。

二 議案の可決理由

本案は、防衛省の職員の給与等が一般職の国家公務員の給与等との権衡を考慮して定められている実情等に鑑み、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 経費

本案施行を含む令和四年度の給与改定に要する経費(防衛省所管)は、約二百億円である。右報告する。

令和四年十月二十八日

安全保障委員長 鬼木 誠

衆議院議長 細田 博之殿

(別紙)

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

国際情勢の複雑化により我が国周辺の緊張が高まっているだけでなく、多発する自然災害や感染症の対策など自衛官はかつてなく多くの任務を遂行している。このような状況で、自衛隊が任務を適切に遂行するためには、人的基盤を強化することが不可欠であることに鑑み、政府は自衛官の給与体系、処遇改善、その他質の高い人材の確保のための給与の在り方などの検討を加え、もって自衛官がさらに意欲と誇りをもって職務に従事できるよう、早急に必要な措置を講ずること。

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

令和四年十月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定に関連して両国政府間で作成された交換公文上の義務に基づき協議を行い、アメリカ合衆国からの牛肉についての農産品セーフガード措置の適用の条件を修正するため、令和四年六月二日にワシントンで、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書に署名した。よって、この議定書を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書

日本国及びアメリカ合衆国(以下「両締約国」という。)は、

二十九年十月七日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(以下「協定」という。)に定める農産品セーフガード措置

の適用の条件を修正するために協議し、協定第八条の規定に従い行動して、次のとおり協定した。

第一条

協定附属書I第B節第四款9(b)を次のように改める。

(b) 日本国は、次の全ての条件が満たされる場合にのみ、(a)の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(1) 各年におけるアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量が、次に定める発動水準を超えること。
(A) 一年目については、(k)に定める発動水準

(B) 二年目については、二十四万二千メートル・トン

(C) 三年目から九年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上げたものの

(D) 十年目から十四年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を二千四百二十メートル・トン引き上げたもの

(E) 十五年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上げたものの

(ii) 四年目及びその後の各年については、アメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品及び二千十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「CPTPP」という。)の締約国(原署名国に限る。)からのCPTPPの規定に従ってCPTPPにおける原産

品とされる産品(以下「CPTPP原産品」という。)であつて日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG1*」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準(以下「CPTPP発動水準」という。)を超えること。

(A) 四年目については、六十三万七千二百メートル・トン

(B) 五年目については、六十四万九千メートル・トン

(C) 六年目については、六十六万八千メートル・トン

(D) 七年目については、六十七万二千六百メートル・トン

(E) 八年目については、六十八万四千四百メートル・トン

(F) 九年目については、六十九万六千二百メートル・トン

(G) 十年目から十四年目までの各年については、当該年の前年のCPTPP発動水準を五千九百メートル・トン引き上げたもの

(H) 十五年目及びその後の各年については、当該年の前年のCPTPP発動水準を一万千八百メートル・トン引き上げたもの

(iii) 四年目から九年目までの各年については、当該年におけるアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量が、当該年の前年におけるアメリカ合衆国からの当該原産農産品の合計輸入数量を超えること。

第二条

協定附属書I第B節第四款9(e)中「合計輸入数

量(b)に定める発動水準を」を「(b)に定める条件が」に、「超える」を「満たされる」に改める。

第三条

協定附属書I第B節第四款9(f)(i)及び(ii)を次のように改める。

(f)(i) この9の規定の適用上、農産品セーフガード措置を維持することができる期間は、(b)に定める条件が満たされた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。

(ii) この9の規定の適用上、日本国の税関当局は、この9の規定を実施するためにとる例外的な措置として、次の期間におけるアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量並びにアメリカ合衆国からの当該原産農産品及びCPTPPの締約国(原署名国に限る。)からのCPTPP原産品であつて日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG1*」を掲げる品目に分類されるものの合計輸入数量を各公表期間の終了後五執務日以内に公表する。

(A) 会計年度の開始から各公表期間の終了までの期間

(B) 十年目から十四年目までについては、四半期の開始から各公表期間の終了までの期間

第四条 協定附属書I第B節第四款9(g)を次のように改める。

(g)(i) 日本国は、(b)の規定にかかわらず、十年目から十四年目までの各年について、四半期において次の(A)及び(B)の条件が満たされる場合には、四半期のセーフガード措置として、3の規定に従い、アメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG1*」を掲げる品目に該当する原産農産品に対する関税率を九十日の期間引き上げることができる。

(A) 四半期におけるアメリカ合衆国からの当該原産農産品の合計輸入数量が、(b)(i)(d)に定める各年の発動水準の四分の一のものの百十七パーセントを超えること。

(B) アメリカ合衆国からの当該原産農産品及びCPTPPの締約国(原署名国に限る。)からのCPTPP原産品であつて日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG1*」を掲げる品目に分類されるものの同一の四半期における合計輸入数量が、(b)(ii)(g)に定める各年のCPTPP発動水準の四分の一のものの百十七パーセントを超えること。

(ii) (i)に規定する九十日の期間は、(i)に定める条件が満たされた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。

(iii) (i)に定める条件が満たされる場合には、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(A) 十年目から十三年目までの間に当該条件が満たされる場合には、二十パーセント

(B) 十四年目に当該条件が満たされる場合には、十八パーセント

(iv) 日本国は、(b)の規定にかかわらず、十年目から十四年目までの各年について、(b)に定める条件が満たされ、同時に、(i)に定める条件が満たされる場合には、(ii)に定める九十日の期間の終了の日又は(e)に定める期間の終了の日のいずれか遅い

令和四年十一月一日 衆議院会議録第五号

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について承認を求める件及び同報告書
議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案及び同報告書

地方公共団体の
四〇

日まで、この9の規定に基づく農産品セーフガード措置を維持することができる。

第五条

協定附属書I第B節第四款9(k)中「(b)(i)」を「(b)(i)(A)」に改める。

第六条

協定附属書I第B節第四款10(a)(w)(B)中「二千十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「CPTPP」という。)」を「CPTPP」に、「CPTPPの規定に従ってCPTPPにおける原産品とされる産品(以下「CPTPP原産品」という。)」を「CPTPP原産品」に改める。

第七条

この議定書は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により相互に通告した日の後三十日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずるものとし、協定が効力を失う日に効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各目の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十二年六月二日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

富田浩司

アメリカ合衆国のために

キャサリン・タイ

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について承認を求める件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

政府は、令和二年一月に発効した現行の日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(以下「協定」という。)に基づくアメリカ合衆国からの牛肉についての農産品セーフガード措置が令和三年三月に適用されたことを受けて、アメリカ合衆国政府との間で、協定に関連して作成された両国政府間の交換公文上の義務に基づき当該措置の適用の条件を修正するための協議を行ってきた。その結果、令和四年三月に実質合意に達し、その後の条文交渉を経て、同年六月二日にワシントンにおいて、本議定書の署名が行われた。

本議定書は、現行の協定を部分的に改正し、協定附属書Iに定めるアメリカ合衆国からの牛肉についての農産品セーフガード措置を適用する条件の修正等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 アメリカ合衆国からの牛肉についての農産品セーフガード措置の適用の条件を修正し、日本国は、次の全ての条件を満たす場合に、当該措置をとることができること。

(一) アメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量が、現行の協定附属書Iに定める各年のセーフガード発動水準を超えること。

(二) 協定の発効四年目及びその後の各年について、アメリカ合衆国からの牛肉及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「CPTPP」という。)の締約国(原署名国に限る。)からの牛肉の

合計輸入数量が、各年のCPTPPのセーフガード発動水準を超えること。

(三) 協定の発効四年目から九年目までの各年について、アメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量が、前年におけるアメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量を超えること。

2 日本国の税関当局による公表義務の対象に、現行の協定の定めるアメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量のほか、アメリカ合衆国からの牛肉及びCPTPPの締約国(原署名国に限る。)からの牛肉の合計輸入数量を含めること。

3 協定の発効十年目から十四年目までの各年について、アメリカ合衆国からの牛肉についての四半期の農産品セーフガード措置の適用の条件を修正し、日本国は、次の全ての条件を満たす場合に、当該措置をとることができること。

(一) 四半期におけるアメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量が、現行の協定附属書Iに定める各年のセーフガード発動水準の四分の一に百十七パーセントを乗じたものを超えること。

(二) 四半期におけるアメリカ合衆国からの牛肉及びCPTPPの締約国(原署名国に限る。)からの牛肉の合計輸入数量が、各年のCPTPPのセーフガード発動水準の四分の一に百十七パーセントを乗じたものを超えること。

なお、本議定書は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により相互に通告した日の後三十日で、又は両締約

国が決定する他の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、新たな仕組みの下で、アメリカ合衆国からの牛肉についての農産品セーフガード制度の目的である輸入の急増への適切な対応を引き続き確保するとともに、日米経済関係の一層の発展を促すことが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和四年十月二十八日

外務委員長 黄川田仁志

衆議院議長 細田 博之殿

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

右

国会に提出する。

令和四年十月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律
(選挙期日)

第一条 令和五年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。)の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前

前に行う場合及び公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十四条の二第一項又は第三項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては令和五年四月九日、指定都市以外の市、町村及び特別区(以下この条及び第七条第一項において「市区町村」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十三日とする。

2 令和五年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会、指定都市の選挙管理委員会にあつては同年一月八日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月二十二日までに、その旨を告示しなければならない。

3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長(第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の指定都市又は市区町村の長であつて当該指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。次項において同じ。)について、任期満了による

選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和五年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うときを除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

4 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長(当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第三十四条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定による告示がなされているものを除く。)について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合(同法第百七十七条の規定により選挙を行うべき事由が生じた場合を除く。))において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和五年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うときを除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

(告示の期日)
第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項又は第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

一 都道府県知事の選挙 令和五年三月二十三日
二 指定都市の長の選挙 令和五年三月二十六日
三 都道府県及び指定都市(第七条第二項において「都道府県等」という。)の議会の議員の選挙 令和五年三月三十一日
四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 令和五年四月十六日
五 町村の議会の議員及び長の選挙 令和五年四月十八日

(同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い)
第三条 公職選挙法第三十四条の二の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和五年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しない。

第四条 第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び当該都道府県の知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び当該市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百九条第一項の規定により同時に行う。

3 前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律平成十三年法律第百四十七号)第十四条第一項の規定により公職選挙法十二章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。(立候補の禁止)
第五条 第一条の規定により令和五年四月九日に行われる選挙(以下この項において「第一統一地方選挙」という。)又は公職選挙法第百十條第四項の規定により第一統一地方選挙と同時にに行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第百十三條第三項の規定により第一統一地方選挙と同時にに行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙(選挙区がなくなつた者は、当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域。以下この項において同じ。))の全部又は一部を含む区域を区域とする選挙区において、第一条の規定により同月二十三日に行われる選挙(以下この項において「第二統一地方選挙」という。))、同法第百十條第四項の規定により第二統一地方選挙と同時にに行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第百十三條第三項の規定により第二統一地方選挙と同時にに行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙又は同法第三十三條の二第二項(同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となること

条第三項及び第百二十一条の規定は、適用しない。
2 第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百九條第二項の規定により同時に行う。この場合において、同法第百二十

ができない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第三項(第二号に係る部分に限る。)、第八十六条第九項(第三号に係る部分に限る。)、第八十六条の二第七項(第二号に係る部分に限る。、同法第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。)並びに第八十六条の四第九項の規定の適用については、同法第八十七条第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。
(寄附等の禁止期間)

第六条 第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第九十九条の二及び第九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第九十九条の二第一項ただし書に規定する期間並びに同法第九十九条の五第一項ただし書、第二項及び第三項に規定する一定期間とは、同条第四項(第三号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 令和五年三月一日から同年三月十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙
二 令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市

区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において現在に職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

三 令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において現在に職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。)

2 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十二日」とあるのは、「同年一月八

日」と読み替えるものとする。
(政令への委任)

第八条 第二条から前条までに定めるもののほか、第一条の規定により行われる選挙に係る公職選挙法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由

全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が令和五年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が令和五年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 令和五年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法第三十四条の二の規定(以下「九十日特例の規定」という。)により行う場合を除き、選挙の期日及び告示の日を次のとおりとすること。

選挙の期日	告示の日
令和五年四月九日	同年三月二十三日
同年四月九日	同年三月二十六日
同年四月九日	同年三月三十一日
同年四月二十三日	同年四月十六日
同年四月二十三日	同年四月十八日

2 令和五年六月一日から同月十日までの間に

任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙については、選挙の期日及び告示の日を1に掲げる日とする

3 九十日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和五年三月一日から同年五月

三十一日までの間に満了する場合には、適用しないものとする。

4 同時選挙、立候補の禁止及び寄附等の禁止に関し、必要な規定を設けるものとする。

5 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が令和五年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

令和四年十月三十一日

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に関
する特別委員長 平口 洋

衆議院議長 細田 博之殿

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和四年十月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律

最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

令和四年十一月一日 衆議院会議録第五号

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案及び同報告書

第五条の見出し中「氏名」を「氏名等」に改め、同条第一項中「及び」を「並びに」に改め、「氏名」の下に「及び次項に規定する裁判官の氏名の告示順序を示す番号(以下「告示番号」という。)」を加える。

第五条の二第一項前段中「氏名」の下に「及び告示番号」を加える。

第八条中「選挙人名簿」の下に「及び在外選挙人名簿」を加える。

第十四条の見出しを「(投票用紙等の調製)」に改め、同条中「別記様式」を「総務省令で定める様式」に改め、同条に次の三項を加える。

点字による審査の投票を行う場合における投票用紙は、前二項の規定にかかわらず、総務省令で定める様式に準じて都道府県の選挙管理委員会(当該投票用紙のうち第十六条の四に規定する在外投票に用いるものにあつては、総務省令で定める様式により総務大臣)が調製しなければならない。

第十六条の三に規定する洋上投票等を行う場合における投票送信用紙には、一から十五までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、指定市町村(公職選挙法第四十九条第七項又は第九項に規定する市町村をいう。第十六条の三において同じ。)の選挙管理委員会は、総務省令で定める様式に準じて当該投票送信用紙を調製しなければならない。

第十六条の四に規定する在外投票を行う場合における投票用紙(点字による審査の投票に用いるものを除く。以下この項において同じ。)には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、一から十五までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、総務大臣

は、総務省令で定める様式により当該投票用紙を調製しなければならない。

第十四条の二第三項及び第四項中「前条」を「前条第一項又は第二項」に改める。

第十五条第一項中「投票用紙」を「投票用紙」に、「何等」を「何ら」に改める。

第十六条第一項中「点字」を「審査人は、点字」に、「においては、審査人は」を「には、前条第一項の規定にかかわらず」に、「その」を「自ら当該」に改め、「自ら」を削り、「何等」を「何ら」に改め、同条第二項を削る。

第十六条の二の次に次の二条を加える。

第十六条の三(洋上投票等) 審査人は、第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による審査の投票(第二十二条第三項において「洋上投票等」という。)を行う場合には、第十五条第一項の規定にかかわらず、同法第四十九条第七項(同条第八項において準用する場合を含む。)又は第九項に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしない。これを指定市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信しなければならない。

第十六条の四(在外投票) 審査人は、第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条の二第一項の規定による審査の投票(第二十二条第三項において「在外投票」という。)を行う場合には、第十五条第一項及び第

十六條の規定にかかわらず、同法第四十九條の二第一項各号に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしない。これを指定市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信しなければならない。

第二十二條第一項中「投票」の下に「(点字による審査の投票を除く。)」を加え、同條第二項中「第十四條」を「第十四條第一項又は第二項」に改め、同條に次の四項を加える。

洋上投票等又は在外投票(点字による審査の投票を除く。)で第一項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。投票送信用紙又は投票用紙に印刷された数字のいずれに對し

て×の記号を記載したかを確認し難い記載も、同様とする。

点字による審査の投票で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの

三 審査に付される裁判官の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

四 審査に付される裁判官の氏名を自書しないもの

五 審査に付される裁判官の何人を記載したかを確認し難いもの

審査に付される裁判官が二人以上の場合には、前項第四号又は第五号に該当する点字による審査の投票は、その記載のみを無効とする。

点字による審査の投票に、審査に付される同一裁判官の氏名の二以上の記載があるときは、これを一の記載とみなす。

第二十四条中「十年間これを」を「五年間(第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間)」に改める。

第二十五条第一項中「これを」を削り、同条第二項中「第十三条」の下に「第十六条の二第一項本文を加え、」第四十一条を「から第四十一条まで(これらの規定を同法第四十八条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四十一条第一項中「選挙の期日から少くとも五日前に」とあり、及

び同法第四十八条の二第六項において読み替えて準用する同法第四十一条第一項中「選挙の期日の公示又は告示の日」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

第二十五条第四項中「第十九条第二項」を「第十九条第二項本文」に改め、「かかわらず」の下に「同項ただし書に規定する場合を除き」を加える。

第二十六条中「(公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分を除く。)」を削る。

第二十七条第一項中「これを」を削り、同条第二項中「ものを」を以て、これに「者をもつて」に改め、同条第四項中「当該都道府県の区域内における第八条の選挙人名簿に登録された」を「審査権を有する」に改め、同条第五項中「すべて」を「全て」に改め、「第二十一条の下に」規定による「を」を加え、「立会の」を「立会いの」に改める。

第二十八条第二項中「報告」を「規定による報告」に、「十年間これを」を「五年間(第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間)」に改める。

第三十条第一項中「これを」を削り、同条第二項中「以て、これに」を「もつて」に改め、同条第四項中「第八条の選挙人名簿に登録された」を「審査権を有する」に改め、同条第五項中「すべて」を「全て」に改め、「前条の」の下に「規定による」を加え、「立会の」を「立会いの」に改める。

第三十一条第二項中「報告」を「規定による報告」に、「十年間これを」を「五年間(第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間)」に改める。

遅い日までの間)」に改める。

第三十二条ただし書中「登録されている者」の下に「及び審査の告示の日現在において同条の在外選挙人名簿に登録されている者」を加える。

第四十七条中「掲げる」を「規定する」に改める。

第四十九条中「及び第二百五十五条」を「第二百五十五条及び第二百五十五条の二」に、「規定の」を「字句は」に、「下欄のように」を「下欄に掲げる字句に」に改め、同条の表を次のように改める。

第二百二十七条		中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に関係のある国若しくは地方公共団体の公務員	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条第二項前段に規定する者
第二百二十八条第一項		投票した被選挙人の氏名	投票の内容
第二百三十条第一項		又は被選挙人の氏名	又は投票の内容
第二百三十二条		前条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前条

第二百三十三條	前二條	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九條において準用する前二條
第二百三十四條	第二百二十一條、第二百二十二條、第二百二十三條、第二百二十五條、 又は第二百三十二條	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四條若しくは第四十六條又は同法第四十九條において準用する若しくは第二百三十二條
第二百三十七條第四項	中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に係る関係のある国若しくは地方公共団体の公務員	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四條第二項前段に規定する者
第二百三十七條の二第一項	前項	同法第四十九條において準用する前項
第二百三十七條の二第二項	第四十八條第二項	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六條の規定によりその例によることとされる第四十八條第二項
公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号	投票の内容	投票の内容
第二百三十七條の二第二項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容

第二百三十七條の二第三項	前項に 第四十九條第三項	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九條において準用する前項に
第二百五十五條第一項	前項と 第四十九條第一項	同法第二十六條の規定によりその例によることとされる第四十九條第三項
第二百五十五條第二項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）以下の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容
第二百五十五條第三項	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称 この章	投票の内容
第二百五十五條第四項	第四十九條第四項	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六條の規定によりその例によることとされる第四十九條第四項

第二百五十五条第四項	この章	公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	同法第七章	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六條の規定によりその例によることとされる第四十九條第七項	投票の内容
第二百五十五条第五項	この章	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	同法第七章	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六條の規定によりその例によることとされる第四十九條第八項	投票の内容
第二百五十五条第六項	この章	公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	同法第七章	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六條の規定によりその例によることとされる第四十九條第九項	投票の内容
第二百五十五条の二第一項	この章	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	同法第七章	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六條の規定によりその例によることとされる第四十九條の二第一項	投票の内容
第二百五十五条の二第二項	この章	公職の候補者の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	同法第七章	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六條の規定によりその例によることとされる第四十九條の二第二項	投票の内容
第二百五十五條第一項	この章	公職の候補者の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	同法第七章	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六條の規定によりその例によることとされる第四十九條第一項	投票の内容
第二百五十五條第二項	この章	公職の候補者の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	同法第七章	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六條の規定によりその例によることとされる第四十九條第二項	投票の内容
第二百五十五條第三項	この章	公職の候補者の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	同法第七章	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六條の規定によりその例によることとされる第四十九條第三項	投票の内容
第二百五十五條第四項	この章	公職の候補者の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	同法第七章	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六條の規定によりその例によることとされる第四十九條第四項	投票の内容
第二百五十五條第五項	この章	公職の候補者の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	同法第七章	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六條の規定によりその例によることとされる第四十九條第五項	投票の内容
第二百五十五條第六項	この章	公職の候補者の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	同法第七章	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六條の規定によりその例によることとされる第四十九條第六項	投票の内容
第二百五十五條第七項	この章	公職の候補者の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	同法第七章	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六條の規定によりその例によることとされる第四十九條第七項	投票の内容
第二百五十五條第八項	この章	公職の候補者の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	同法第七章	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六條の規定によりその例によることとされる第四十九條第八項	投票の内容
第二百五十五條第九項	この章	公職の候補者の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	同法第七章	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六條の規定によりその例によることとされる第四十九條第九項	投票の内容

第二百五十五条の二第三項	第四十八条第二項	同法第二十六條の規定によりその例によることとされる第四十八條第二項
	公職の候補者の氏名、衆議院名簿、届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容
第二百二十八条第一項及び第二項	この章	同法第七章
	第四十九条の二第一項第二号	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六條の規定によりその例によることとされる第四十九条の二第一項第二号
第二百二十八条第一項及び第二項	同法第四十九条において準用する第三十四條	同法第四十九条において準用する第二百二十八条第一項及び第二項第三十四條

第七章中第四十九条の次に次の一条を加える。
第四十九条の二(国外犯) 第四十四条及び第四十六條から第四十八條までの罪並びに前條において準用する公職選挙法第二百二十七條、第二百二十八條第一項、第二百二十九條、第二百三十條、第二百三十一條第一項、第二百三十二條、第二百三十四條及び第二百三十七條から第二百三十八條までの罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三條の例に従う。
第五十二條の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同條中「政令の」を「政令で」に、「氏名等」を「氏名その他政令で定める事項」に改め、同條に次の三項を加える。
中央選挙管理会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させなければならない。

都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させるように努めなければならない。
在外公館の長は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、第二十六條の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九條の二第一項第一号の規定による審査の投票をしようとする審査人に知らせなければならない。
第五十四條第二項中「第三項」を「第三項並びに」に改め、「並びに別記様式備考第二号」を削る。
別記様式を削る。
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法(以下この項において「新法」という。)の規定(新法第二十四條、第二十八條第二項及び第三十一條第二項の規定を除く。)は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後その期日を告示される審査(最高裁判所裁判官国民審査法第一条に規定する審査をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。
2 次条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)第二十條の規定は、施行日以後その期日を告示され又は告示される国会議員の選挙、審査又は日本国憲法第九十五條の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、審査又は日本国憲法第九十五條の規定による投票については、なお従前の例による。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)
第三条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。
第二十條第一項中「とする」を「及び当該国会議員の選挙等の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の合計数とする」に改め、同條第二項中「国会議員の選挙」を「日本国憲法第九十五條の規定による投票」に、「二とあるのは」を「及び当該国会議員の選挙等の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の合計数」とあるのは、「に改め、「に当該

選挙の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数を加えた数を削る。

理 由

国外に居住している国民の最高裁判所裁判官国民審査における審査権行使の機会を保障するため、在外投票を可能とするともに、遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員等の審査の投票の機会を確保するため、洋上投票等を可能とするほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、令和四年五月二十五日の最高裁判所大法廷判決において、在外国民に対して最高裁判所裁判官国民審査における投票を認めていない現行制度は違憲であると判示されたことを受け、在外国民による在外国民審査を可能とする等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。
1 在外国民審査制度の創設
(一) 投票用紙の事前の調製が可能で、審査人の意思表示が容易な分離記号式(番号式)投票とすること。
(二) 在外選挙と同様に、在外国民審査においても、①在外公館投票、②郵便等投票、③国内における投票によることとする。
2 洋上投票制度等の創設
遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員や南極地域観測隊員についても、現行制度では国民審査について特別な投票方法が

ないことから、衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙と同様の投票方法（ファクシミリ送信による投票）を整備すること。

3 その他

在外国民審査制度の創設等に併せ、審査人に対する周知や審査事務の合理化に関する次の改正を行うこと。

(一) 審査に付される裁判官の氏名及び告示番号の周知に係る規定を整備すること。
(二) 開票立会人の選任に係る規定を整備すること。

(三) 審査立会人及び審査分会立会人の選任要件を審査権を有する者に緩和すること。

(四) 投票等の保存に係る事務を合理化すること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、令和四年五月二十五日の最高裁判所大法廷判決において、在外国民に対して最高裁判所裁判官国民審査における投票を認めていない現行制度は違憲であると判示されたことを受け、在外国民による在外国民審査を可能とする等の措置を講ずるもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和四年十月三十一日

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に関
する特別委員長 平口 洋

衆議院議長 細田 博之殿